明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

No. VII. July, 1905.
VOL. XVIII.

監獄協會雜誌

明治三十八年七月二十日發行

第拾八卷
第七號

監獄協會發行

第十八卷第七號目次

○論　說……一頁
監獄の精神病
○寄　書……四三頁
監獄衛生に就て
廣東より
○統　計……五〇頁
明治三十八年五月末日現在全國在監人員監獄別
明治三十八年五月末日現在全國囚人刑名別表
明治三十八年五月末日現在全國囚人罪名別表
明治三十八年五月末日現在全國在監人員表
○雜　錄……五五頁
明治三十七年假出獄成蹟
假出獄者及停止人員表
小河監獄事務官の出發
白耳義の監獄制度（承前）
○監獄協會記事……七二頁
茶話會

第十八卷第六號目次

○典獄會議……一頁
司法大臣訓示演說
柏原司法大臣秘書官演說速記
○本會總會……三〇頁
刑の寬嚴　檢事總長　橫田國臣君
露西亞監獄事情　ジョージ、ケンナン君
○典獄會議記事……六一頁
諮問事項
指示事項（追加）
會計整理に關する注意事項
注意事項
○本會總會記事……八四頁
開會の辭　委　員　石澤謹吾君
會計報告　委　員　藤澤正啓君
庶務報告　委員長　小河滋次郎君
閉會の辭　會頭男爵　清浦奎吾君
講演者及來會者人名

監獄協會雜誌第拾八卷第七號

（明治三十八年七月二十日發行）

論　說

○監獄の精神病

（明治三十八年五月監獄協會總會席上演說）

醫學博士　吳　秀　三　君

私は監獄の精神病のことに付て御話を致さうと思ふ、專門の事柄でございまして、或は御聽き惡いやうなこともありませうと思ひますし、監獄のことを十分に存じないので、諸君に御興味を添へるにはどういふことが適當であるか能く分らないものですから、さういふ點を御考へ下すつて、暫くの間御聽きを願ひたい、監獄の精神病即ち監獄に於ける精神病といふことに付て御話を致したいと思ふが、罪人と精神病者との關係に付きては我々は之を二つに分けます、

一つは犯罪的の精神病者即ち精神病者にして罪を犯す者、それは刑法第七十八條にある所の『罪ヲ犯ス時知覺精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ辨別セサル者ハ其罪ヲ論セス』の箇條に當嵌まる所のものでございます、

もう一つは精神病的の犯罪者であります、即ち罪人にして精神病になる者、そ

れは刑事訴訟法第百八十三條に『被告人精神錯亂又ハ疾病ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキハ瘉癒ニ至ルマテ辨論ヲ停止ス』といふ箇條がありますが、それ等に該當せし所のものを謂ふので、今其二つに付て御話を致さうと思ふ

甲、精神病的犯罪者

第一には監獄が精神病の原因になることがあるかの問題で、即ち精神病的の犯罪者に關しての御話でございます、監獄といふものは色々な精神病の原因を一緒に集めて持つて居る所のものである、さう云ふと大變悪いやうですが、それは私共の方からだけ考へて、外の宜いことは別にしてさういふのである、此監獄精神病の原因の内には監獄に入つてからの原因はもとより、其前からの色々の關係や何かもある、先つ一は犯罪事項即ち罪を犯すに付て色々な精神的の事情が既に精神病を起すに足りるものである、犯罪をするに付ては其時既に其犯人の精神が大變に激動する、是が一つの原因である、罪を犯した後にそれを一生懸命に隱蔽しやうと心勞する、其時の不安恐怖それが發見された時の驚愕悔恨等、皆監獄に這入る前に既に精神病を惹起す所の原因になり得る、それに次きまして罪を犯して、監獄に這入つてから後にある精神感動で、第一には悔悟即ち其罪を悔ふること、それを深く自ら心に痛み、心に責め、自から苦むといふ點がある、又監獄に這入ると場合に依つては其の待遇が大變嚴重であるそれが其者の體にも心にも甚く利く、從つてそれらの事狀から人に依つては家鄉に對する憂慮、自分の家族や何かを心配する、如何にして居るか、保護を受けて居るか、困つて居りはせぬか、路頭に迷ひはせぬかといふ憂慮、それに對する所の羨望、家に歸りたいといふ所の望鄉心、それが精神病の原因になることかありますし、又色々未來に付て自分の失望の激しいことが矢張り監獄中の精神病の原因になる、其他まだ監獄に於ては色々な身體上の影響があつて、一體の生活狀況が一變し來る、自分の身體及び精神の自由が拘束される食物は不十分であり、空氣が不良である、又は運動が自由に出來ないといふ色々な身體の不衞生的條件があつて、是等は尋常の腦髓、神經を持つて居る所の人間でも其爲めに異狀を起して精神病になることがあります、若し其罪人の中に何か遺傳に依つて、父母から受けた所の疾病の素因であるとか、或は又小兒の時分からの色々な疾病に因るとか、又は中毒等に依つて（酒飲などが大分犯罪者の中には多いのですが）、其人の腦髓神經が常の人の通りに丈夫でない所のものがあつたならば　其人間は通常の人よりは前記の如き原因のあつたとき餘計精神病を起し易いであらうといふことは分り易いことである、獨房に監禁せられたもの、殊に嚴重な獨房監禁を受けたものに精神病の起ることが最も多い獨房監禁と雜居監禁とを較べて見まするとと、獨房監禁に依つて起るものが百人の中の八十六人で、殘りの十四人が雜居の爲めに起つて來る、是はシュ

レー Schüle といふ人の勘定でありますが、其他グッチュ Gutsch といふ人の勘定では百の中の六十四、スクリーヤル Skliar といふ人の勘定では百の中の七十四が獨房監禁の爲めに起り、雜居の方ではタッタ百の中の十四とか或は百の中の二十六位までゞある、平生から落付いて平らかな人でない所の者は特に其害を蒙つて、或は幻覺と云ひまして物が無いのに幻が見えたり、音がしないのに聲が聞へたりすることが獨房監禁の中に於ては入ると直に起ることがある、或は左もなくて大變に精神が不安激越になつて來て亂暴をするやうなことがあり、又はさういふ中に他の精神病を惹起して來ることがある、殊に女子に於きましては獨房監禁の爲めに精神病を起すことが多い、又無學無教育の者に於ても教育のある者よりは多い、第二、監獄精神病の發する時期、精神病は監獄に這入つてから間もなく起る、ちよつと茲に表を寫して參りましたが

入監後發病マデ

一ケ月以內	二七	七ケ月以內	六
二ケ月以內	一四	八ケ月以內	五
三ケ月以內	一四	九ケ月以內	三
四ケ月以內	一〇	十ケ月以內	四
五ケ月以內	五	十一ケ月以內	二
六ケ月以內	七	一年以內	四

38＝35%

77＝70%

一年一ケ月以內	二	一年六ケ月以內	一
一年三ケ月以內	一	二年以內	一
一年五ケ月以內	一	五年以內	一
合　計	一一〇		（キルン）

斯ういふやうな譯で、之を一々申しませぬが、此表に示す如く初の數箇月間に於て精神病といふものは最も起り易い、初の一箇月以內にも、大分罹病數がありますが、是は外の原因即ち豫審が餘り長く引續いたといふやうな事や或は中酒狂（酒を飮んだ害の爲めに精神病を發する）などの如く經過の短い精神病であると一箇月以內に發病するのである、それだけは除きまして其跡になるといふと詰り二箇月からして三箇月、四箇月以內に發病する所のものが大變多い、若し之を半年以內とするならば百人の中の七十人までは此間に發病する、即ち監獄精神病は半年以內に發するのが多く、其中でも四箇月以內に發する者が最も多い（キルン、Kirn）のである、

第三、監獄精神病になり易き犯罪者の種類は如何といふに、

一、單發犯罪者、（醫者の語で云ふと特發犯罪者で、一度特別の原因で犯罪をして、後は犯さぬもの）が大罪（謀殺）を犯した後直ぐに發病することがある、其病氣の症狀といふものは全く自分の犯した罪に相當して居る、自分の罪の爲めに責

めらるゝとか、或は呵責に遭ふとか、或は非常な刑罰に遭ふとかいふ風な妄想を持つた所の精神病が起る、其妄想は自分の罪に符合した所のものである、

二、又常習的の犯罪者、それは監獄に這入らぬ前から疾病を起すべき所の素性を持つて居るもので、監獄に這入つてから、次第々々に精神病になつてゐる者がある、さういふ者は多く遺傳とか其他に原因した所の素因といふものがある、さうして病氣しない前からして多少其人の精神には十分に健全でない所があるのでありますが、次第々々に監獄に這入つてから精神病になる一時の感動に因つて罪を犯した所の罪人と常習性の犯罪者とを比較して見ますと、一體感動犯罪者は常習犯罪者より數が少いものであつて、百の中二十五人位、即ち四分の一位しかないのに、一時的の感動に依つて罪を犯した者の中には精神病者が頗る多數である、或人の說に據ると三十五プロセント(ベール Bar)、或人の說に據ると三十九プロセント(デルブリュック及ゾンメル Sommer)或人(キルン)は五十七プロセントとし又或人(スクリヤル)は六十三プロセントだと云つて居る、是は理窟ばかりでない、事實さういふ精神病者を調べて其數を言ふのである、

三、感動的の犯罪者と財產上に關する所の犯罪者とを較べて見ると、感動的の犯罪者の方が精神病に罹り易いことがある、殊に謀殺故殺だの或は毆打の結果人を斃死にするといふやうな、さういふ毆打創傷の罪とかの者は、精神病に罹ることが多くして、其に次いで精神病になるものは、放火罪或は姦淫罪を犯したものである、

第四、監獄精神病の病症の種類はどんなものであるかと云ひますと、

一には急性の幻覺性の精神病が大變多くあつて、其中にもキルンといふ人の名を附けました急性幻覺性鬱狂といふものが多いのである、それは急に發して急に治つて仕舞ふ所の幻覺及妄想のある所の精神病であつて、幻覺といふと實際無いものが見えたり聞えたり、して五官に實際ないものが觸れて來るので、又妄想といふものは外界の事實に副はない思考が起るのを云ふので、其には色々なのがありまして、實際貧困なのに大層金がある樣に考えたり、何も出來ないのに大學者か大政治家の樣に考へるのが誇大妄想といひ、少しも事實そんなことがないのに隣の人が自分を殺さうとして附け覘ふ或は家內が自分を毒殺するなどゝ考えるが被害妄想で、或は宗教に關した妄想もあれは好色的の妄想もある、そして今話す精神病では其幻覺は殊に聽官のが多い、妄想は多くの場合に責めらるゝ、自分が獨房に這入つて居ると天井から色々なものが來る、動物だの幽靈だの色々なものが來て責めるとかいふ被害妄想、或は稀には自分がえらい者になつた、金が澤山出來たといふやうな大きな考を持つことがある、此んな風の病症であつてさうして苦悶と云つて胸の苦しいことを訴へる、或は自殺

の傾向を持つて居る者が多い、

二にそれに次いで多いものは、急に發して急に治る所の幻覺のある所の精神病で、第一の樣に鬱ぐのではなくて激發して疎暴になる、不安不穩騷擾で少しも靜にして休んで居ることが出來ない病症であつて、是にも矢張り同じやうな妄想がありますけれども、其妄想は偏執狂と云ふ病などに於て見る所のと違つて、其思想が豐富でなく又十分な結撰がなく、去りとて又早くより痴呆になることもない、

此等二つの病狀は監獄精神病者に特有なものであつて、普通精神病院なとて見る病症とは一寸趣きが變つて居る、

三の精神病は、早發癡狂と云つて普通精神病院に最も多い疾病で、是は巢鴨病院などでも百人の中七十人か八十人位あるものでありますが、矢張り監獄に於ても前のやうな特有なものよりも此病が最も多數にある、それは

或は青年などに急に起つて來たり、

或は其病人がまだ監獄に這入らぬ前に放蕩をして歩いたり、或は流浪をして居る時に精神が遲鈍になつて來て、監獄に這入つて病症が明かになつて來るものがある、

或は常習性犯罪者といふ度々犯罪を爲し、度々刑罰に處せられて、最後に監獄に這入つて發病するやうな者がある、

或は機會犯罪者であつて、さうしてそれが監獄に這入つてから愈々早發癡狂といふものになるのがある、

四には或は酒を飲んで毒に中つた者で、酒客譫妄を發し、又は慢性中酒の爲に精神は痴鈍となり妄想たけあるものもある、

五には或は癲癇の病ひで時々劇き苦悶があつて激越し或は幻覺を發して譫妄の有樣となり又は刺戟性抑鬱と云ひて鬱閉して居ながら時々劇怒暴行することがある、

六はヒステリーといふ病ひ、

七は白癡、

八は偏執狂、

其外にも躁狂、鬱狂、老耄狂、卒中狂さういふものがある、又麻痺狂者なとも監獄に這入つて居る、

兎に角一番多いものは早發癡狂であつて、監獄に特別なるは急性の幻覺性鬱狂、急性幻覺性激越症である、

それから未決囚と既決囚とを較べて見ると、未決囚には急性の者が多く、既決囚には慢性の者が多い、スクリヤルの實驗に由ると未決囚二十九人中急性

監獄狂十七人、譫妄五人、癡呆五人、偏執狂二人、既決囚三十一人中急性監獄狂四人、癡呆十六人、偏執狂十一人である、それから又雜居監禁と獨房監禁とで以て病症が違ふかといふことを比較して見ますると、

雜居監禁では慢性といふ長くなつて治り惡い所の疾病が起る、其代りにさういふ病の起ることは稀である、之に反して獨房監禁の方でありますと、極く急性の病であつて治り易いものが起る、其代りにそれに罹る所の數は非常に多い、獨房監禁のうちでどういふ病症が多いかといふと、前にも申した急性幻覺性の偏執狂といふ急に起つて來て、さうして幻覺が多く苦悶が甚だしくて、(胸中の苦惱を訴ふる)被害妄想又時々誇大妄想のある所のものが最も多くある、スクリヤルクネヒトデルブリュック(Delbrück)モエリー(Mocli)ギュンテル(Günther)等は獨房監禁には臟躁や精神病性體質のものが多いと論じて居る、

第五、監獄精神病者の發病原因による區別

監獄に於ける所の精神病を能く觀察しますると、是が二つに分れる、

一つは入獄以外に明かな原因なきもので

一つは其他にも原因があるものである

キルンの調査に據れば入獄前に精神病であつた者が百人中十五人入獄したことの外に明かなる所の原因があつて發病した所の者が百人の中七十四人入獄の外には發病の原因を證明すべからざる者が百人の中十一人、さういふやうな割合である」其一つは入獄の爲め即ち監獄に這入つて居る爲めに起る所のものであつて、殊に獨房監禁の爲めに生ずる所の精神病である、それは殆んど皆幻覺のある所の病氣でありまして、監獄に這入つたといふことの外には別に原因がなくて(最も生來の素質はあるとしても)さうして後一年乃至三年で發病する、其病症は多分は初に幻覺ありて、後には大抵高度の痴呆にて無系統の妄想を有するものとなりますか、時としては著しく輕快したり又は全快することもあります、全快したものでも精しく調べると妄想の殘餘かある又は時々興奮することなどかあります、即ち早發癡狂である(キルンの調査によると鬱狂躁狂妄想狂偏執狂などか多いといふことである)、

此種に屬する患者の數はゾンメルSommerといふ人の統計に依ると三十一プロセント、キルンによると十五プロセント、デルブリュックによると三十一プロセント、グッチュによると四十二プロセント、ソーズSouz(佛蘭西の人)によると七プロセントである、

第二は入獄後に發生した所の精神病であるが入獄しないでも起つたらうと思はれるもので、即ち外に明かに原因があつて起る者、是は前の者とは違ひまして大變

に數が多い、其病症は色々で、鬱狂或は躁狂、或は偏執狂、或は酒の中毒の精神病、或は好訴狂と云つて訴訟を好む所の精神病、或は癲癇の精神病、麻痺狂、老耄狂、卒中狂、さういふやうなものがありまするが、それは詰り外に明かな原因があつて、必ずしも入獄の爲めに起つたものでない、此種類のものは最も多くあつてソーズは九十三プロセントキルンは八十五プロセントゾンメルデルブリュックは共に六十九プロセントグッチュは五十八プロセントだと稱して居る、其明かな原因といふものはどういふ原因であるかといふと、第一には遺傳がある、第二には飲酒過度にて中毒することがある、第三には生れ付いて多少精神が遲鈍なのかある、或は年を取つて既に耄碌して居る所のもの(老耄)がある、又はさういふ風な疾病に關係したものでなくして、其者が監獄に這入る前に大變に身を持崩して、放蕩の爲めに身體を大變惡くして、その爲に精神病を惹起すべき傾向を持つて居る所の者がある、又は敎育が十分に行屆かない所の結果、其人の性質が惡くなつて精神病を起すやうになつたといふ者があります

以上は監獄に這入つてから精神病になつたもので、即ち精神病的の犯罪者である、

乙、犯罪的精神病者

次に申しまするは犯罪的の精神病者である、詰り入獄前からして精神病のある所の者がある、監獄に這入つてから氣が附いたけれども、併ながら監獄に這入る前に既に病氣があつたものである、

此種の監獄狂の病症はどんなものが多いかといふと矢張り偏執狂といつて妄想のある精神病が多い、それに次ぎては癲癇の病人で時々期を定めて精神變調を起して來るもの(定期性精神障碍)又は次第次第に精神が衰弱して痴呆になつて來るものかあり、又其他の定期性の精神病のものもあるが、生れ付いての白痴、老後の耄耋又は精神病持久の爲めに精神が遲鈍になる者もある、外傷によつて起つたものもある、

其原因としては矢張り遺傳であるとか、又は生れ付いて智力が十分にないとか、又は道德心が完全でないとかであるし、或は癲癇の病ひのあるものもあり、頭に疵を受けたる爲めに發狂したものもあり、或は酒の中毒に依つて病ひに罹つた者、老耄した者がある、又は敎育不十分の結果精神變調を來したものなどもある、精神病者の中には色々罪を犯す者がある、即ち精神病の徵候として罪を犯す者が澤山ある、それは色々ありますが、浮浪罪を犯し、或は遊惰放逸にして乞食をして方々歩いて色々惡い事をするやうな者は癲癇の病人に多くある、或は酒に中毒した所の精神病者又は白癡者がさういふことを多くするのである、斯ういふのは精神病であるか、或は只の酒飲であるか、區別が困難であるが、兎に角癲癇と酒飲とが多い、官吏抵抗罪を犯すやうな者は矢張り中酒家に多くある、或は躁狂と

いふ者がある、是は唯我獨尊で自分がえらいと思ふ病症である、巡査其他のものなどが來て色々な七面倒くさいことを言はれるとそれに抵抗する、麻痺狂といふものも尊大な考を持つて居るものである、大變金があるとか、高貴な者であるとかいふやうな譯で、官吏などが稅を納めろとか、或は違警罪などで拘引しやうといふ時に抵抗することがある、誹毀罪はどういふ患者に多くあるかといふと、妄想を懷いて居る病人に多くある、自分の考へて居ること丶人が言ふこと丶一致して行かないから人を讒謗罵詈して、その爲めに思はぬ罪に陷ることがある、毆打創傷の罪は精神病者の中で中酒狂といふものに多くある、それから精神病の結果大變刺戟性になつて、癇が嵩つて居るものも此罪を犯し易い、激し易く憤り易いから場合によると直ちに怒つて人を擊殺するとか、毆打するとかいふことがある、さういふ事から故殺又は謀殺の罪に陷るものは矢張り白癡の病人に多く見る所であるし、些細なる感情の行違から親兄弟主人なとを殺し、少額の金子や何かから友人なとを殺したりすることがある、此罪に關しても中酒家は感動の爲、精神薄弱の爲又精神朦朧として居る內に大罪を犯すことかある、それから妄想があり幻覺がある精神病者は、隣の者が自分を害するといふ被害妄想の爲めに其者を襲擊することがある、又は貴樣は何處に行くとひどい目に遭はせるといふやうなことが、幻聽で聞へる場合に、自分が憤激の餘りに其處に待合せて思ひ當る如き人を殺すことがある、それは全く往來を通る關係の無い者に對して自分の幻聽からするので甚危險である、白癡者ヒステリ患者癲癇病者又外傷による精神病者なとにも衝動性擧動といふて卒然暴擧をすることかある、或は鬱憂した所の病人が場合に依ると人を殺すことがある、鬱いで居るから人を殺すことは滅多にないさうであるが、鬱いで居るのが苦くて、耐へ切れなくなつて、夢中になつて其處らに有る物を取つて投げる或は前に在る人に打つて蒐ることがある、それから鬱憂の病人には間接の自殺といふことがある、普通の自殺は出來ない、それはなせかといふと其病ひの爲めに決斷力がない、ピストルでも持つて死ぬといふ時に、其引金を引かうといふ場合に、どうしたものであらうといふのでどうしても死に切れぬ、優柔不斷であつて死ぬとまでは思ふけれども、手を下すまでにはならぬ、其爲めに間接に、人の手を藉りて死なうとすることがある、それは人を殺して自首して出て法律の手で自分の生命を無いやうにして貰いたい、斯ういふやうな工合に人を殺すことがある、それを間接自殺といひます、それから猥褻姦淫に關した罪はどういふ者が犯すかといふと、白癡、精神病後の痴呆或は癲癇の病人にさういふことがある、或は少女を襲ふたり又は往來で以て裸體になつたりすることが、癲癇の患者、白癡の患者にある、或は老耄した人もさういふ風に人の居る所の前でも構はずに少女をツケ覗つて襲ふやうなことがある、それから不敬罪はどうい

ふ患者がやるかといふと、色々な妄想を持つて居る者(早發癡狂又は偏執狂)がやる、自分は高貴だといふ考を持つて居るのと、外の者が自分よりも卑しい者、或は自分を擬せて居るといふやうに考へて、それで不敬罪に陷ることがある、或はアルコホール中毒に依つてさういふ不敬罪に陷ることがある、それから放火はどういふ風な者に多くあるかといふと、白癡患者が最も多くやる、殊に女の若い者殊に少し智恵の足りない者が能く放火をする、それから癲癇の病人なども放火をすることが多い、癲癇の病人は精神が朦朧になつて色々なものが見える　眼に赤いものが映つて來る、血が見えるとか火が見えるとかする、血が見えるとかいふ時は人を殺せといふ合圖のやうに、神樣又は佛樣から人を殺せといふやうに命せられたと思つて人を殺す、或は火が見え焰が見えるといふと是は天が火を放けろと合圖をするものと思つて其命に從つて事をするのである、それから財產に對する犯罪(窃盜、隱匿、詐僞、强盜)は白癡患者に多くある、白癡の患者には事物が能く分らない、善いか惡いか、貴重なものか卑しいものか、其思慮判別が附かぬといふ所から、人の物を取つたり何かする、無錢遊興なども白癡患者が多くやる、又麻痺狂などは世界中の物が皆自分の物といふやうな考があるから、人の前でも何でも構ひはしない自分の物の積りで大べらに持つて行く、さういふものが麻痺狂の患者に多くある早發癡狂なとで似寄の妄想のあるものもこんな犯罪をなすことがある、

兎に角犯罪の中で精神病者からして行はれるものが隨分ある、或は幻覺の爲に、或は妄想の爲に、或は感情の激する爲に、感情の變じ易き爲めに、或は好奇心の爲めに、或は犯罪の意義を解せざる爲め、或は無謀に或は殆んと性慾狀に犯罪をなして、自分で顧慮することの出來ないものがある、此の如き犯罪的精神病者はゾンメルの調査によれば精神病院の總患者の六プロセント(男子の八プロセント女子の三乃至四プロセント)ある又其中男女を以て比べて見るとウィーデマイステルは男八十三に女十七の割合だと云ひて居るしヒッチヒは男八十七に女十三の割合だと云つて居る、

丙、犯罪者と精神病者

要するに精神病者で犯罪をなすものは多數にある、加之精神病學が段々發達するに從つて犯罪者の區域が幾らか宛精神病の方に移る、詰り犯罪者の區域が狹くなつて精神病の方に益々切込まれるやうになつて來た、それも其筈であつて、犯罪者と精神病者といふものは餘程關係の近いものである、

第一、罪人の中には殊に重罪を犯す所の罪人に於きましては、遺傳の系統といふものが大變にあることは諸君の御承知のことである、であるからして犯罪の系統を調べて見るといふと、其祖先に於て矢張り犯罪をする所の者があつたり、

或は精神病者があつたり、又は癲癇の病人があつたりする、或は非常なる酒客がある、又其犯罪者の子孫を尋ねて見るといふと、矢張り犯罪者が多い、癲癇や神經病者の者が多い、或は酒客が多いといふ工合になつて居る、それゆゑ犯罪者の系統を上に遡つても下に降つても精神者と色々な關係がある譯である、精神病者の系統を調べて見ると此と同關係で罪人との關係が少なくない、

第二、罪人を精神病者と比較すると、色々似た徴候がある、伊太利のロンブロゾーといふ人が罪人には變質徴候があるといふことを言つて居る、罪人は精神ばかりでなく身體にも惡く變じて居る徴候がある、それを變質徴候といふのである、罪人の身體殊に腦髓とか頭の形とか其他を調べて見ても精神病者と同じに尋常並に違つた所がある、其他身體一般にも精神病者と同じやうな所がある、又其罪人の精神の變質徴候として最も明かなものは道德心の缺乏である、是も精神病者に於て明かにある所のものであつて、唯精神病者に於ては智力も發達しないし、道德心も發達しないが、罪人に於ては智力は割合に發達して居つて、道德心が缺けて居る所が違ふ、兎に角道德心の缺乏は双方ともにあるのである、それから又罪人が生活の狀況の變化にかゝはらず犯罪を度々反覆するのは精神病者が治療の加へられつゝあるにも關せず其病症として反復色々の擧動をなすと似寄て居るし罪人には機會犯罪者と常習犯罪者とあるが、常習犯罪者の如き一度罪を犯すと、二度犯し、三度犯し、四度犯すといふやうなことがある、精神病者に於ても其精神發作が犯罪者が犯罪を反覆するやうに、一度起つては止み、又起るといふやうに反覆する、これに付ては治療も效能がないし彼に付いては、懲治しても感化しても效能がない、從つて又精神病者は之に幾ら敎育を施しても無効であり、白痴などには諺にも傳ける藥もないと云つてあるか罪人も其種類に依つては敎育に依つて感化しやうと云つても、それは矢張り出來ない相談である、

事實に依つて調べて見ると、左の如く犯罪者の中には白痴が澤山這入つて居る、是等は全く精神病者であり、又は精神病者と云はゞ云ふべきものを含んで居る、癲癇病人ヒステリ病人もあるし、氣質の異狀のある者が多い、遺傳も澤山あるし、酒客も澤山あるし、頭に傷を受けた爲に精神病になつた者も澤山ある、

今其割合を見ると學者によりて調査成績は相違があるが左の通りである

	キルン	ゾンメル	ライヒ	ヤンテル	ヒエリー	スタリヤル
白痴	九、〇%	一五、〇%	二一、〇%	六八、〇%	—	—
氣質異常	—	—	—	—	三五、〇%	二三、〇%
遺傳素因	三二、〇	二二、〇	—	二〇、〇（チツテイ）	四〇、〇	六二、〇*
酒客	二八、七	三五、〇	一九、八（ベール）	三〇、〇（ヒーベル）	—	二五、〇
頭傷	八、〇（男）一二、四（女）七、五	—	—	三六、〇（ダブリユツ）	二、四	一〇、〇

*（極少きものゝみを取れば四二〇、〇なり）

今御話いたしました通りロンブロゾーといふ人がありまして、始めて犯罪者には身體に一定の徴候のあるものである、即ち變質した所の徴候があつて、犯罪者はどうしても變質した所の人間と認めなければならぬといふことを言ひました、所でさういふ徴候は精神病者にも矢張りあるからして、犯罪者の變質徴候といふ譯にはいかないし又變質徴候のある者は犯罪者といふ譯にはいかぬ、頭や顏の造が尋常でないとか變な眼附をして居るといふことから罪人を見分けるとか罪人の犯行の種類を分けると云ふ樣に罪人人相學で、是は常習犯罪者である、是は機會犯罪者であるといふ見分けなどを付けることは迚も出來ない、場合に依つて間違ふことが多い、だからして唯今御話した徴候といふても罪人に特別なる徴候でない、此の如き徴候は精神病者にあるばかりでなく、精神健全なる通常の人間にもあるのである然し精神病者や犯罪人には此變質徴候か精神通常な人や犯罪に關係なき人よりも遙かに多いことは事實である、是に初めて氣の付いたのはロンブロゾーであるから其說は面白い、謂はゞ破天荒といふやうな勢ひで一時は歐米各國を風靡したのでありましたけれども、併しそれを根底から信用して、ロンブロゾーの言ふことゞ頭から尻尾まで皆確な說として信ずるも多くはない、のみならずそれに反對する所の人もある、けれどもロンブロゾーの說が大本に於て正當である所からして其反對說すらも矢張りロンブロゾーの說を獨りでに贊成するやうになつて來るのである、ロンブロゾーの說は餘り細か過ぎて、穿ち過ぎて間違つた所があるけれども大體引ツくるめたらば正理が其中に在る、ロンブロゾーの謂ふ所の常習犯罪者所謂生來の犯罪者といふものがあるといふことはそれは疑ひないことである、既に反對者でも獨逸に於てはベールといふ人や或はキルンといふ人がある、これ等はロンブロゾーに反對する人である、其說に犯罪者には別に特殊の身體の徴候がない、ロンブロゾーの言ふことは間違つて居ると云つてるかと思ふとベールは、罪人は社會的の境遇や、或は敎育の關係や又は自分の總ての周圍の事情には少しも關係のない者である、如何に敎育を施しても一向良くならぬ、如何に良い所の社會に容れて置いても矢張り惡いことをする是が罪人の性質である、どういう譯でさうであるかといふと、精神がどうも十分に發達して居らぬのである、精神が限られ狹められて居る、智力が尋常人丈にない、物を會得する所の力が不十分である、是は斯ういふものだといふことを理解する力が薄い、犯罪するに當つてもそれに應じて機宜の處置をするといふ氣轉がない、物を固執する力も十分にない、是の如き點は罪人か通常の人間と異つて居る所の徴候である、それ故に罪人は意思が薄弱で固く執る所かなく確な性質かないものたと論じて居ます、又キルンも同說で常習犯罪者は其の平均の精神高頂か一般に普通人の平均精神頂より低いもので生來の犯罪者と云つてよいと唱へて居る、是によつて考へて見る

とベールは變質徵候說は不都合である、罪人にはさういふ極つた徵候はないといふけれども、一方に於ては罪人の性質には變質があるといふことを認めて居る譯である、ロンブロゾーは身體を重もに調べ、ベールはロンブロゾーの精神的變質徵候といふものを是認して居るといふやうな譯であつて、詰りロンブロゾーに贊成する所の人は固より、それに反對する所の人も其說は罪人の中に生來身體的特質を具へて居るものがあるといふには、反對しながらも一致するやうになるのである、故に生來の犯罪者といふものがあると云ふことは是認してよいと思ふ、偖又其生來犯罪者を廣い意味に考へると二通りある、一部分は精神病院に屬する者であるし、一部分は監獄に屬する者である

第一精神病院に屬する所の生來犯罪者は精神病者に屬し、道德心の缺乏を主なる徵候として居るもので、其道德心の缺乏は疾病に基いた所のもので、或は胎生中又は子供の時分に腦病かあつて、其病の一徵候として道德心の缺乏があるのであるから、其樣の人は子供の時分から智力も十分に發達して居らないのか常である、第二監獄に屬する生來犯罪者は所謂罪人に屬して前のとは違つて道德心の缺乏はあるけれども、其傍らに智力の缺乏がないのである、其道德心の缺乏は何か疾病の徵候として有るのでない、病いとは關係のない所のものである、併し是は理論上には判然として居る樣であるが、病いであるとか病いでないとかいふことも實地上に於ては餘程區別の困難なることであつて、劃然と區別することは迚も出來ない、總て物には明かなる限界はないものであつて大體の區別は皆人工的であつて、動植物の區別にしてもさうである、人間と動物といふものは區別がない、病氣と病氣でない者との間に區別といふものはない、ちよつと考へれば病人と達者な人とは見るから違つて、其區別は何んでもない樣であるがそれがそうでない、例へば手に傷があるとする、それか長さ二寸あれば病氣、無論病氣である、一寸あつても誰も病氣でないとはいはない、五分あつても病氣であるなら二分あつても病氣だらう、二分あつて病氣ならば、五厘あつても病氣だらう、一厘ならどうだ、五厘ならどうだ、何處から健全で何處から病氣か分るものでない、今健全であつても直ぐ後に病氣になるか分らぬ、して見ると今も氣分丈よくてももう病氣であるのかも知れないではないか、精神病と身體病は區別がない、精神の健全なのと精神の病氣と其區別が又なか〳〵爲切れるものでない、それだから同し樣に子供の時分から社會の厄介者として惡い事をしたり罪を犯したりするものがあつたとき、それが精神病院に屬する所のものか又は監獄に屬する所のものかその區別は場合によると極困難である此二者は相肖類して居る所のものであつて、人類發達史上から考へて互に因緣の近い所のものであつて、共に精神或は身體に變質かあつて、それに基いて犯罪なとをするのである、常習犯罪者即ち生來犯罪者は精

神病者と比較して見ると、共に變質から出來て來たもので共に變質人類學に屬して、變質的の人類を研究する學問の材料となつて宜いのです、それであるからして生來犯罪者は精神病者と同じく、人類の中の一變種であつて、同一の系統に屬すべき所のものである、生來犯罪者は詰り普通の變質のない罪など犯さない人と比較して見ると、どうしても精神病に傾向の多い所のものである、永く犯罪生活を經又は監禁生活を過ごす中には精神病を發して來るものも實際少なくない、けれども精神病者と違つて智力の障礙のないといふ所から、それを敎育することも出來るだらうし、それを懲治して治すことも出來るだらう、此點が精神病者とは違ふ所のものであります、

丁、監獄精神病者の數

さういふ風な譯であるからして、監獄の中にはどーしても精神病者が普通人民中よりも餘程多いものでなければならず、罪人の中には多數の精神病者も雜つて居るのであるし、事實も亦其通りであつて、獨逸の色々な監獄での調べがありますが、其調べに據りますと、全國の精神病者といふものは凡そ精神健康者二百五十人か三百人か四百人か五百人かに付て一人ある譯で、國人の〇、二、多くて〇、四位である、所が囚徒の中に精神病者がどの位あるかと云つて調べて見るといふと、左に擧げた通りである、

ナッセ	一〇〇%
サンデル	六、六
ゾンメル	六、〇
クリンケ	五、四
デルブリュック撒遜國	五、〇
ウィーデマイステルハノーフェル獄	三、二
ケーレル撒遜國	三、二
グッチュ巴丁國	三、一五
クネヒト	二、九五
ギュンテル	二、七—三、〇
キルン	二、七
トンプソン蘇格蘭	二、二
ベール	二、〇

然るに日本ではどーであるか日本の監獄にどの位精神病者があるかといふことは小河滋二郎君に先程此調べを頂戴いたしましたが、斯ういふ風な勘定である

監獄ニ於ケル精神病者死亡者及在監人員調

	病者			死亡者			一日平均ノ在監人員		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治三十六年	二三一	二五	二四六	一五	一	一五	五七七、八四	三、六一九	六一、四〇三
同　三十五年	二三一	四二	二六三	一六	一	一七	五六、三四三	三、七九	六〇、一三二
同　三十四年	二二九	五二	二七一	一七	二	一九	五四、五六七	三、八五五	五八、四三二
同　三十三年	二〇五	三九	二四四	二	一	三	五五、七八一	三、九七八	五九、七五九
同　三十二年	二二七	六〇	二七七	一一	二	一三	五九、六二七	四、四六一	六四、〇八八
合計	一、〇八三	二八	一、二〇一	七〇	六	七六	二八四、一〇二	一九、七〇二	三〇三、八〇四
毎日數	〇・〇〇一	〇・〇一	〇・〇〇四				九四	六	一〇〇・〇〇〇

之を西洋のと比較すると如何であるか、百人の中の二人とか十人とかいふのと、十萬人の中に四人位であるといふのとは非常な相違である、獨逸全國民の統計と較べて見てもまた二百位から少ない實に非常に少い數であるが、如何に日本の社會が精神病に傾向が少ない、日本の人民は精神病に罹ることが少ないとしても、此の如き違法は實に大疑問である、どの位日本の社會と西洋の社會が違ふにしても、此位違ふ譯はない、かく大差ある以上は此日本の統計は間違つて居る監獄醫の診斷の屆かないか、監獄か其醫務所に十分醫學的智識の應用を許さないか、何かの原因によつて此の如くてあるに違ひない、即ち日本の全國の監獄に於て精神病者の數は西洋より甚少ないのであるが、それは調査の不十分研究の不行屆の結果であると信じます、要するに日本の監獄に於ても尚ほ多數の精神病者があるものであらうと思ふ、到底或他方の監獄に於て一人とか二人とか三人とか四人しかないといふことは頭から信じられないことである、神樣ばかりが寄つた監獄でなければさういふことはないと思ふ、

戊、我邦監獄狂の少數なる原因

此事に就ては私か思ひ當ることがある、

第一は詐病に關する危疑の爲めに監獄醫師が十分に手を延ばすことが出來ないのが此監獄精神病の少數な原因である、法律に關係なされる方や監獄の方などから時々左の如き御說を漏れ聞くことがある、醫者に見せる醫者は直ぐ精神病と言つて仕舞ふ、斯ういふことはない筈であるのに醫者が精神病を能く知らぬ爲めに、ちよつと見ると何でも精神病の樣に思つて仕舞ふ傾があると云ふとである、成程是もそーで隨分理由あることとは考へるが、又決してさうばかりではなくて醫者か精神病と診斷したのを素人の方が信しないで理由もなく疑ふことも澤山あるのである、私の考へては今日監獄の醫師は精神病でないのを誤つて精神病者とする間違よりも精神病者を見ながら監獄の醫師の看守やなとゝ同し樣に之を確信を以て病氣と診斷することの出來ないと云ふ方か多くはないか、此弊の方か寧ろ多いてはな

いかと思はれる、若し專門家があつて監獄の中を窺つて見たならば、役業をしたり何かして居る囚徒の中に澤山の精神病者を發見するだらうと思ふ、一體素人が精神病ではなからーかどうだらうかと云つて醫師を呼んで來て見せるやうなものは、專門家から言へば先づ大抵病人であると言つて差支ないだらうと思ふ、素人に怪しいやうな所があればそれは必ず病人である、素人に分らぬやうな病人でも醫者がちよつと見るとすぐ病人たと分るものもあるのである、先づさういふやうな關係のものであるから、たゞ醫者の伎倆を疑ふて『あれは精神病のことかよく分らないので、見せられさへすれば病人と看做して仕舞ふ』といふやうな、考を司獄官や司法官に起して貰つては困ると思ふ、又それも是れも時として罪刑を免かれ樣として精神病を僞つて眞似するものがあるから斯ういふ風な考へが起るのであるが然し此詐病の爲めに誤魔化されはしないかと云ふ疑念は誰にでもあるので、醫者でも固よりさうてあつて、罪人の中に精神病者がある場合には、如何なる人と雖も自分が人の爲めに僞はられ誤魔化されることは嫌ひだから、どんな場合でも嘘ではないかといふことを先づ最初に考へるものである、それであるから自分の伎倆の許す丈けは詐病者の爲に誤魔化されぬ樣に骨を折ることは自然の理である」又一方から考へると佯狂といふものは醫者に示すと容易く診斷することが出來るものである、僞つて氣違ひの眞似をするのは餘程むづかしいことであつて、發見されることは容易い、どういふ風に容易いかといふと、マー一番能く眞似されるのは皆の知つて知ることである、世間一般に知つてる氣違ひの眞似をする、それで氣違いは暴れて躁ぐものたといふ所から、躁狂の眞似をする、或は氣違ひは取留めのないことを言ふものだと云つて取留めのないやうな眞似をする、けれども是等は到底眞似の出來るものでない、躁き暴れるのは一定の精神病があつて其病ひの爲めに躁ぐのである、何日經つても草臥れるといふ樣子もない、朝から晩まで始終躁いで居つて、其躁いで居ることも到底眞似が出來るものでない、又無茶苦茶な取留まらないも一定の精神病の徵候として言ふのであるから、其他の精神の徵候や身體の徵候で其病症に適合するものがあるかないか見れば、僞か眞か直ぐに分つて仕舞ふ、或は夢中の有樣(人事不省)を眞似することもあるけれども、それもなか〳〵出來ない話で、夢中になつて居る積りであるけれども、極く世話のない平凡のことだといふと氣が附かずに返答して仕舞つたり何かする、ヒヨツト何かやさしいことを言はれると、それに適當なことを返事をして見たり、色々な問答をして見るとやさしいことに返事をしなくて、むつかしいものに返事をするやうなことがあつて直ぐに見分が付くものである、場合に依ると精神病學の本を讀んだり何かした人があるかも知れぬ、或は精神病のことを研究した所の醫者が作病することがあるかも知れぬ、或は精神病の看護をした人などが作病するかも

知れぬが、其時はそれがむづかしくなつて來まする代りに、又一方にはさういふ者が擬病を遣ふといふことの疑惑は醫者の方にも強くあるし、司法官や何かにも疑ひが益々激しい譯であるから、丁度一方がうまく眞似をする代りに一方は劇しく詮索することになるから、矢張り作病者自身の爲めに不利益な結果になる、又場合に依つては眞似をすることの苦しさと監獄に居る苦しさとドッチが劇しいかといふと、眞似をする方が非常に困難な場合などがある、兎に角に佯狂といふものは大變鑑別のし惡いものでなくて見分けを付けることの容易いものである、今それを一々申しまするとと、

第一躁暴と云つて暴れるのは躁狂といふ病氣にある、此は前に述べた樣な譯で眞似は出來ない、又麻痺狂といふ病などになつた人も暴れるか、此麻痺狂の眞似はとても出來ない、言語障礙(言葉に間違ひがあつて、呂律が間違つて來る)瞳孔障礙(瞳孔は光線に當てれば小さくなるし、暗い所では大きくなるものである之を光線反應といふのであるか其反應か麻痺狂にはない)などの身體徴候があつて眞似は到底出來ない、それから癲癇狂者も其發作が起つた時は亂暴をする、けれども癲癇は、一生の中に一度しかないといふことはない、其前にも似寄の發作か又は少なくも癲癇の痙攣がなければならん、瞳孔の工合もあるし、色々な症狀があるから、さういふ發作が前にあることもなく犯罪前後數日間丈あつて直ぐ治つて仕舞ふといふこともない譯だから、是も眞似ても直ぐ化けの皮があらはれる、ヒステリーも癲癇と同じやうに夢中になつて躁ぐけれども、それも前後にヒステリーの發作があるものである、酒の中毒から暴れる者に付ても其徴候といふものがある、例へば息を嗅いでも分る、素人が息を嗅いでも酒飲であるかどうかは分ることであるから、是も直ぐに見露はすことが出來る、それから緊張狂といふものがある、是も一定の徴候があるからそれを眞似することは出來ぬのである、

第二錯亂の眞似をして、分けの分からん言葉や無茶苦茶なことをするのを眞似をするものもあるが、其また無茶苦茶に喋舌ることは誠に困難なもので、周圍にあることが目に入り又は耳に入ると、其見へたこと聞へたことかどーしても言葉の中へ入つて仕舞ふ、飛んでもないまるで無關係のことをゴッタまぜに譯もなく並べたてゝ喋舌ると言ふことはとても出來るものでない、是は專門家でもなか〳〵眞似をし得ぬ位のものである、どうしても見たり聞たり順序立つたことをツイ喋舌くつて仕舞ふ、又此錯亂といふ狀態は癲癇ヒステリー傳染病產褥の場合を除いては皆永く續くものであるから、其眞似は餘計骨が折れるが、癲癇ならチョット二三分か四五分のことであるけれども、さうでなく永く續いて無茶苦茶なことを言たり爲たり前後不揃ひのことを言たり爲

たりすることは出來る話てない、又短い間の癲癇ヒステリーの眞似は人工には出來ないもので色々の身體病狀振戰、感覺脫失痙攣瞳孔の散大又は不同等)があるし瞳孔の關係などは到底眞似の出來る氣遣ひがない、それから物を忘れるといふのはどういふ場合にあるかといふと、

第三追想の缺亡といつて自分の爲せしことを少しも覺えて居らない即術語で云ふと無意識狀態で犯罪でもしたと云ふことを眞似る場合がある、此樣なことは矢張り第一に癲癇にあることである、癲癇狂の病人は自分のしたことを知らない、犯罪をしたことを覺えて居らない、それで卒然と氣が付いて、或は自分の前に人が殺されて血が流れて居るのを見て膽を潰して驚くやうなことがある、こんなことをして其前後に癲癇の發作又は其他の一時症のないのは疑はしい多分詐のものである、

第四健忘といふことかある、自分の爲せしことを直に忘れて仕舞ふ、此樣な風を裝ふて眞似ることもある、是も色々な精神病にあるか、皆其々色々な特徵がある、麻痺狂の徵候があり、或は血管硬化精神病の徵候かあり中毒殊に中酒狂なとも其徵候があるし、又其既往症經過なとも考えて見ると眞僞の區別が出來るものである

第五それから妄想の眞似をするとかある、被害妄想とか誇大妄想とか云つた樣のことで是は隨分口から出まかせに言へは言へさうだか、それもなか〳〵出來ないものてあつて妄想ある病氣は急性ならは癲癇か、ヒステリーか或は中酒狂であつて其眞似か出來ないことは前にも述べた通りてある、それから慢性ならは早發癡狂又は偏執狂である、是は長い爲めに迚も眞似が出來ない、第六それから幻覺を眞似をして、仇敵があつて自分を打殺しに來たのを幻視し、(實際はないのに視る)又其人が罵詈しながら來り迫るを幻聽し(實際ないのに聽く)そして自分は其を斬る積りてあつたら、間違ひで他人を斬つた、全く幻覺の爲めに此の始末に及んだなどゝ云ふと、是は誤魔化し易いやうであるけれども、それも困難である、なせかといふと幻覺を持つて居る精神病者は、其態度から顏附が丸で違ふ、劇い感動が胸に溢るゝやうにあつて、一生懸命になつて居るので、其眞似が中々出來ない、

以上一々解說した通りの譯であるから迚も佯狂といふものは出來ない話である、又一體佯狂といふものは稀なものである、無いことはないけれども大變少ない、實際佯狂と認められたのが診察をして見ると多くは本當の氣違いであるから、精神病學者の說に據ると斯ういふことになる、

一、佯狂は稀にあるものである、

二、たま〳〵あると本當の氣違いであることが多い、又

三、佯狂か否かを鑑別することは容易いものである、又

四、佯狂者には眞の發狂でなくても附帶した疾病のあるものが多い、つまる所幾分か病的の者であつて、精神が遲鈍であるとか、又は生來憂鬱する所の人間が多い、言ひ換えれば佯狂者は生れ付いて變つて居るか或は精神に異狀のある者である、故に

五、精神病學者から見ると佯狂を診斷するには餘程注意しなければならぬ、注意はしなければならんが、諸君の御考とは反對で、司法官や司獄官から考へまするとと、監獄内には佯狂して誤魔化して刑を逃れ樣とするものか澤山あるから狂人の樣なものがあつたら誤魔化されぬ樣に注意しなければならぬといふのだが、精神病學者から云ふと、僞狂は稀なもので、あると大抵本當の狂氣であるから、濫りに佯狂だと云ふことは注意觀察の後でなければ、いわれんと云ふことになるのである、監獄の事務官などは罪人と病人との區別を明かに立てゝ責任なき者に無暗に刑を加へてはならんと云ふ考から、もつと今日よりも十分に監獄醫に權力を持たせて手廣く精神狀態の診察を、させて、醫者か精神病者ではないかと疑ふ樣なものかあつた場合には、其診察に便宜を與へる樣に十分骨を折つて見なければなるまいと思ふ、醫者の精神病學的技術を疑ふよりは醫者に診察の機會を多く與へることに注意したならば、精神病者として犯罪したものなとは、正き判斷によりて、無用の刑を科せられすに濟むものが一人でも多くなるし、犯罪後に精神病になつた者でも、刑事訴訟法の條によつて相當の保護を受けることが出來るのが一人でも多くなつて來るに違ひないと思ふ、

此の如き譯であるから、此西洋の統計に依つて考へて見ると、どうしても精神病者が日本の監獄の中には多くなくてはならぬ、又其佯狂といふやうなことの疑ひを諸君の中に御持ちになるならば左程懸念すべきものでない、固より醫者にしても嘘を吐かれやしないかといふことを唯でも思つて居る、

第二には精神病者中には一見尋常人と同し樣なものが澤山にある故病人と非病人とは判別が醫者でないと附きにくい爲めに監獄醫が精神病たと云ふも他の司獄の方などが之を信せぬとが日本の監獄精神病の少數な理由である樣である、精神病者の中にはどうしても尋常の人と同じやうに見える者が澤山ある、隨分一通りの話の筋も立つてれば物をさせても可なりよく出來るものか少なくない、是等は眞の病人であつて、そーして時々病氣が惡くなる爲めに佯狂者又は横着者などゝ思はれて、其爲に所罰を受けることがある、其樣な病症はどんなものかと云ふと

第一に破瓜狂といふものがある、是は一名を理性狂といふ、物が能く分つて物を考がへることの出來るのは、頭の中に割合に筋道の立つた考があるから

であるので、一寸理性がある樣に見える、此理性は普通精神病には缺けてるのであるか、場合によると理性の弱點が甚少なくて、理性のあるやうに見える、それで狂つて居るから理性狂といふので、その位であるから當り前の人と同じやうに應對する、當り前の人より却て利口のやうであるけれども、それで能く調べると精神病の徵候がある、それから

第二、白癡といふものがある、其白癡といふものも程度が色々あつて、其中には智力が不平等に發達して隨分尋常の人より物事に依つては却て利口なやうなことがある、又智力は左程甚しく惡くなくつて道德心の缺乏の著しい者がある、さういふ者は悖德狂又道德狂といふて隨分罪をなすことがあつて其犯罪の仕方も餘り馬鹿げた無分別なものでない、

第三、躁狂といふものはひどいのは、素人にも直く病氣と分り易いけれども、輕いものになると中々病氣とは分らない、それは丁度酒の微醉加減の時のやうな塩梅で、私共が見ても當り前の人とちよつと變ることはない、當り前の人の寧ろ調子が好いやうなものか、常に酒に醉つて居るやうなものであるから、監獄に這人つてちよつと分らぬ、夢中になつたり亂暴するやうなことはないが、それで隨分毆打創傷上官抵抗不敬罪誹毀罪等法律に觸れる樣なことをして專門知識のないものはそれを病氣とは思はない、

第四、癲癇なども暴行したり破壞したり風俗壞亂のことをしたり隨分色々な病氣を呈するけれども、ほんの一時のことで、直に治つて當り前の時には健全の人と變りがないから、屢作病と思はれることがある、

第五、ヒステリーもさうです、發作がある一定の時間に於ては調子が變はつて竊盜放火殺傷などを仕兼ねなくなるけれども、それが濟むと當り前の人と同じことである、發作がある間ならば素人にも分るけれども、さうでないと精神病といふことは分らぬ、それから

第六、中酒狂、酒飲といふものは大抵の人は氣違ひではないと思つて居るが、毎日〳〵飲んで居るといふと身體には色々な變化を起し、精神にも異常を生じて來るものであつて、第一に怒り易く亂暴になつて、それから物事殊に人情に冷淡になる、學問職業を怠たつて妻子父母などを搆はぬやうになつて仕舞ふ、冷淡に加へて暴虐であるから迚も耐らぬ、又憂鬱する不安になる、酒を飲むと愉快になるけれども飲まずに居ると鬱ぐ、閉くから又飲むといふ譯になる、それには又智力の減殺や幻覺や妄想なども酒毒の爲めに起つて來る、種々の精神の變調は社會に色々な害を爲して居る、家内の風波は絶えず甚きときには自殺自傷又は他人(家族)の殺傷等の犯罪にまで至る、此の如きとは毎日の新聞紙上には大抵目付けることである、それを多數の人は精神病であるとは

考へて、酒を飲んだから亂暴したのだ當り前だ位に思ふけれども、それは年が年中酒を飲んでる爲めに身體も精神も惡變して、其爲めに罪を犯す者であるといふことが分る、それは漫性中酒狂といふ病氣である、

さういふやうに精神病者には尋常の者と同じやうに見做る者が幾らもありますから、さういふものは多くは司獄官などの眼から脫けて仕舞つて、其爲めに監獄精神病のプロセントが少くなるのではないかと思ひます、其他にも色々の理由かありませう兎に角日本の監獄に精神病の少ないのは未た施設研究診治の準備か不十分の爲であらう、是が次第に完備させなければなるまいものと思ふ

己、監獄精神病の取扱に關する希望

先づ私の今日御話を致しましたことから監獄に付ての希望を述べますと第一に獨房に居る者が精神病に罹つた場合がありましたならば、それは直ぐに雜居監の方に移して貰いたい、さうすれば其の雜居の方に移したといふだけで以て直ぐに治つて仕舞ふものがある、若しそれでもいかぬならばそれは病監の方に移して貰ひたい、それでもいかぬければ癲狂院に送つたら宜からうと思はれる、なせかなれば長く監獄に置くといふ時分には治療を加ふるといふことが止まつて、治すといふことが十分に出來ない爲めに、適當の時期に治せば治るべきものが時期を後らして仕舞つて治らなくなるから、早く癲狂院に移した方が宜いと思ひますが是には監獄と癲狂院との聯絡をつけなければならず、又彌聯絡か出來ても癲狂院に移すには兎に角手數がいるに違ひない、其爲めにも時期を後らせることがある、又罪人といふものを單に精神病院に入れると罪人の性質から他の精神病者の害をすることがあるかも知れぬ、或は逃亡を謀り、亂暴をする色々わるい事を共謀したり教唆したりするといふやうなことで病院でも取扱ひに困るし、外の病者から苦情を言ふこともあつて罪人を置くことは出來ないやうなこともある、或人の說に據ればなにさういふことは差支ないから、外の精神病者と一緒に癲狂院へ容れて置いて構はない只の精神病者の中にも犯罪をした者がいくらもあるか、それが皆おとなしく病院へ這入つて居るのであるから、罪人であつても精神病になつた以上は別に差支ないと云つてをる、けれども目下日本の狀態で以ていきなり精神病者が監獄に出來たからと云つて、それを癲狂院へ持つて行くといふ譯にはいかぬと思ふ、それは制度も許すまいし、日本に於て幾つ精神病院が立つて居るかといふことをいへれば、沖繩や北海道あたりから東京に持つて來ることはむづかしい、故に幾ら癲狂院へ容れるが宜いと云つても、それは出來ない譯である、即ち癲狂院が少いから病人などを容れる餘地がない譯である、さういふ點から考へて見ますればどうしても精神病室を監獄の中に置く必要がある、併ながら監獄の中に癲狂病室を置いてもそれは不適當たといふ人がある、なせかといふと、どーして

大きな寛くりしたものを造る譯にはゆかず、剩さへ直側（スグソバ）に罪人が居るから不適當である、それ故に全國に幾箇の中央精神病監を立てるが宜いといふ說がある、日本に於てもさういふ風な考を持つて居る人がありますから、早晩實行になるたらうと思いますが、先づ私の考を申しますれば地方に依つて少し大きい所の精神病室を監獄の中に置いたら宜からうと思ふ、必ず一縣に一つでなくても二三縣聯合して立てゝも宜い、小さいとなせいけないかといふと、病氣の種類に依つて分けることが出來ない、こつちには騷ぐ患者か居り隣には閉ぐ奴があるといふのではいけない、それで二三縣合同して大きいのを立てたら宜からうと思ひますし、又其外に出來るならば中央精神病監といふやうな者を造つたら最もよかろうと思ふ、此中央精神病監は英吉利に於て色々試みたる所のものであつて、或は良いといふ人もあるし、或は惡いといふ人もあるが、それを唯一つ置くのは如何かと思はれるか全國に數箇の精神病監があつてそして又中央に一大病監のあるのは最もよい制度と考へなければならん、かくすれば罪人でない精神病者の病院を攪亂することなくして治療看護をして行くことが出來る、固より前に揭げた統計のやうに〇、〇〇四といふ位なことでは精神病監を置く必要などはありませぬが、これは監獄制度の行き屆かない結果でどーしても實際の事實上ではないと思ふ、或は刑法の改正などがあつて精神病院が將來澤山に各地方に立つて來る樣になれば、是に精神病的罪人を收容することも出來、或は地方精神病院の附屬として罪人室を造つても宜いと思ふ、外國では隨分さういふ例もある、然し是は今日より何年後のことであるか果してそれまで手を束ねて待つて居れるものであるか御一考を煩はしたい、それから又監獄の中に一つの精神病室を置くとか、或は中央精神病監を置くといふことになれば、其必要に應して醫者を置かなければならぬが、其醫者は精神病の心得のある者を置かなければならぬ、左もなくても只の地方監獄に於ても精神病を研究した所の者、それを監獄醫として使はなければならん、精神病の醫者といふものは外の醫學を修めて其上に精神病を特に修めた者を使ふことが最も必要だらうと思ふ、精神病の知識のない者をして精神病を取扱はせることは出來ないのは明かであるから、知識のないものは講習の爲に其設備のある所へ出張させなければはなるまい、

其病室はどういふ風にして置いたら宜いかといふと、監獄の建物とは少しく棟を離して、其周圍に庭を拵へて置く或は木を澤山植えて置く必要がある、數多の隔離室を設けなければならぬ、それから其病室には醫者が送れと云つたら直ぐと送れるやうにしなければならぬ、醫者が送れといつても欺されるのではないかと思つて時日を遷延するやうなことではいけない、それから其中に入れて置く罪人は囚人として取扱つてはならぬ、病人として取扱はねばならぬ、從つて患者の榮養に

氣を附けねばならぬし、又戸外の運動も時々やらせねばならぬ、さういふ風な工合にして行きましたならば相當であるだらうかと思はれる、將來に於ては決してむづかしい計畫ではないだらうと思ふ、目下の狀態を變更しさへすれば宜い譯であります、

も一一つ希望することは、監獄と並立して其作用を相ひ輔け補ひ合ふ感化院とか色々な方面の場所がある、さういふ所に於ても醫師を置かねばならぬと思ふ、是は法律か何かで醫師の權力に關した邊までも極めて貰つたら都合が好いと思ふ、場合に依ると此種の院衙に醫者がないことがある、醫者はあつても名ばかりで少しも權力かなかつたり又は偶々院內を巡回もしないものかあるが、こんなことてはいけないから、醫者も置いて貰はなければならぬ、其醫者も刑事人類學の心得のある人、或は精神病學の心得のある人を將來用ふるやうにしなければならぬと思ふ、以上は私か監獄精神病に關することと其取扱設備に關する希望を述へたのであります、當局諸君の御取捨によつて、何とか此事の發達を圖りたいものであります、

寄書

○監獄衛生に就て

京都監獄醫學士　安部伸雄

人生誰れか安康たらんとせざるものあらんや誰か無病健全ならんことを望まざるものあらんや誰か其生命の完からんことを希はざるものあらんや生あるもの貴賤貧富の別老若男女の別を問はず長壽强健を望んで止まざる可し然りと雖も社會の進步は日に月に繁忙と名くる賜を吾人に惠なせり之れ吾人人類の感謝之れに過ぐるなきも一方には其繁忙は人身を惱すこと實に甚し幸にも衞生學は近來著大なる進步を以て人身を助け病魔と戰ひ居るを以て他日見る可きものあること疑を容れさる處なり

衞生學は營養分の多き滋養品を多く用ゆ清潔なる衣類臥具を撰び通氣宜しく溫暖にして高燥閑靜なる住居を求む可きを說くものなれは僻見者往々衞生學を華美奢飾學と稱ふるも之れ誤れるの甚しきものにして衞生の何たるを知らざるものなり例するに細菌學者は吾か監獄監房の床板は貴族の歐風室の床板よりも日本室の美麗なる疊床よりも勝るの點あるを敎ゆ敎授松下醫學博士の最近研究に屬する「細菌學上より和洋床の優劣を論ず」てふ論文は吾人に敎ゆるに洋床は細菌の數和床より非常に少きも破傷風桿菌其他種々の惡性細菌に富み和床特に疊床にては細菌の數非常に多し然りと雖も其病原菌の主なるものは化膿球菌、普通大腸桿菌、青膿桿菌等にして惡性の病原菌少しと倘板床にして脫靴昇降す可き且つ日日清潔にするの床は惡性菌も無く一般に細菌數少くして且消毒法執行に便なるを以てせり、一考して貴族の床より監房床は衞生學上細菌學上優るを知る易し（但し溫保其他は又研究を要す可き所ならん）公平なる學理は人を僞ることあらず監房建築を少しく研究改良せば最完全なる監房を得るならん其他食物食量に於ても大に研究を要す可きなり、本邦人は特に中等以下の國民は非常に多量の食物を食するの慣習あり

又歐人は獸肉を多く食するも本邦人は多くの魚肉を食す今日は日本人に牛肉より魚肉は慥に營養の功あるを衛生學は教ゆ本邦人は植物性食物を非常に多量に食す特に下等社會勞働者に然りとす、然るに學者互に動物質蛋白質と植物質含窒素物に就て論究せられつゝあり大和民族に對すると歐人に對するとは植物蛋白は又其効力を異にするやも計り難きなり、又運動、動作、作業等に於ても大に注意せさる可からす歐州人に日本、人力車夫の働三日營ましめば如何なる結果を來す可きか、衣類臥具に於ても何れの方面より見るも本邦人の衛生は實に幼稚なるものあり

高等社會の生活は、日々に歐米の高等社會の生活を視察して彼れの勝を採り吾の優なるとを互に和して優勝なる生活を送らんと務めつゝあるなり、故に歐米人の衛生學は實に應用す可きの區域多きも中等社會彼と大に其生活を異にす中流以下にては又一層異なり下等社會と歐米の下等社會は其生活狀況全く相異するものなりと云ふ故に歐米の下等社會の衛生は本邦下等社會の生活をなすものに殆ど其應用區域を狹小せられ居ると云ふ、又下等社會を主に取扱ふ監獄に於て歐米の監獄衛生は日本監獄に於て監獄衛生として應用實に狹き事論を俟たず日本監獄衛生を基礎的根本的に研究せさる可からさるの期實に日一日に迫れるにあらさるや

仰天一考せよ兒童の隨意遊戲をなせるの時過て井中に落ち死に至らは其責を其保護者に問はん、若し兒童の母其兒を誘ふて井中に落して死に至らしめば其罪實に重大なる可きものにして前者と論を同うすべからざる勿論たる可し警察官は愚昧の民に衛生を守らしめさるは其任を怠りたるの責あり司監獄にして不健康不衛生に囚人を監禁して行刑目的以外に不幸なる運命を在監人に與ふれは之れを慈母が赤兒を井中に導き入るゝに大差なからん回顧せは囚人と稱せられ監獄に收容せらるゝの同胞は實に一度過て罪を犯す刑法を以て罰せられ社會を其親兄弟と異にせる實に生て眞に佛者の稱するの地獄にあり豈可憐の至りならずや、又一考せよ古人曰ふが如く人生の最大幸福は健康にあり病者程不幸なるもの世にある可からず況や其人生最大不幸と最大不幸を重たるの在監囚の病氣に惱むを見て可憐の涙を落さゞる者ありや日本魂ある の士皆落涙止む能はさる可し、不肖本年二月命を京都監獄監獄醫に受け爾來日々治療の任に當りたるの患者其數を知らず又任命以來病監に收容して充分及ぶべき的の注意を以て治療せるの病囚數百を以て算す可きなり、嗚呼涙は先つ事乍ら其內經過不良にして囚人の名を以て鬼籍に轉歸せるもの實に參拾有餘名之れ不幸中の不幸なるものといはざる可からず

古昔印度の刑に切鼻の刑ありたりと云ふ是れ實に文明の今日殘忍苛酷斯の如きを敢てするの國何れにかある可き、然りと雖も若し知らずして入監の印を身體髮膚に刻することあれば不幸謂はん方なからん若し其取扱宜しからずして不具者となりて出獄するものありとせば切鼻の刑に等しきのみ又在監中死亡せるものある時は法律の執行は其日を以て取り消す可きものなり然らば死亡者は在監人にあらざるも其死屍尙監獄附假埋葬場にある者等は其姓名に刻印せられたるが如き不幸可憐なるものにあらさるか

現今我帝國各監獄に於て執行し居る監獄衛生に當局者完全無欠なるものとするか決して然らざる可し余聞く軍事衛生に於ては明治二十七八年日淸戰役後今日に至る非常に長足の進歩を見、社會衛生警察衛生に於ても日に月に研究せられ其効果を奏しつゝありと云ふ然るに監獄衛生に於ては如何或る人語り曰く在監人死亡者年報を見るに明治二十七八年頃より明治三十四五年に至る年々其數を各監獄に於て非常に減少せしめたりしが近々二三年各監獄に於ける數は年々增加するを見る之れ其取扱法如何により監獄衛生の退歩せるにあらずやと之れ大に研究す可きものなり然りと雖も之れ死亡者多きを以て衛生退歩せりと論するは誤れるの甚しきものと云ふ可し然れとも之れ進歩せるの結果とは證する能はず地方廳支配下にありたるの全國各監獄は今や司法省直轄となり監獄局は專ら監獄法の進歩を計りつゝあり明治三十五年にありては東京に監獄醫講習會を設けられ大に監獄醫に其智識の開發を計りたる事あり監獄衛生も進歩せるな

らんも其進歩の度速ならざるが爲め人目に映せざるなる可し宜しく當局者は衆評を排除し斯業の爲めに奮進する所なかるへからす

裁判官は公平に其罪を罰する可く法律に基き刑の執行を宣告す犯罪者は其罪に服して罰を受けんとす監獄に收容せらる然るに若し法官が宣言せるの行刑目的以外の不幸を監獄か囚人に課することあらば之れ如何すべきか其責を如何に負ふ可きか人間の權利は實に神聖なるものなり他方面は別問題として衞生方面に於て例令は或る監獄に收容せる健康なる囚人にコレラ病又はペスト病の如き惡性の傳染病を傳染せしめ死に至らしめたりとせば法官の宣告以外に死刑を執行せられたりと云ふも敢て過言にあらざる可し又斯の如きこと無しとするも古昔往々ありたりと聞く疹癘の傳染は今日尙其事なきを保せざるにあらずや之れ前者と異る幾何なりや又梅毒皮膚病に於ても往々存すると聞きたり特に疑はさるべからざるは今日世界の大問題となり居る結核傳染の如き實に慢性の傳染病にして在監中に之れに感染して其病勢甚しくならざるも尙他日に至り出獄して後に病勢を盛にして死を基因する事あれば監獄は又責に任せさる可からず生死は論ずるの限りならざるも尙斯く行刑目的以外の罪を加ふる事あれば實に其責任重大なるものなる可し之れと等しく又一方に非常に待遇をなして遂には監獄は囚人を優待するに至らば之れ如何とす可きか

實に監獄醫は法律の何たるを知らず刑の執行の何ものなるやを知らずして監獄衞生を論すへきにあらす監獄衞生は行刑の目的を以て解釋せさる可らず又行刑は人身生理に及ほすの有樣を明にして立法者に報せさる可からす今や刑法の改正云々の時に當て監獄衞生當局者如何なる事を以て立法者に今日の監獄は人身生理に重禁錮と輕禁錮の刑を受けたるものと異なる處あるやを說明せられ得へきか

刑の目的と衞生上より人體に及ほせる關係は一朝一夕に知る可からず又歐米の法律と歐米人に及ぼす有樣を以て直ちに之れを本邦人に推及すること能はす歐米人と日本人とは互に其性質教育體質等凡て異なる所なり故に日本監獄は歐米監獄と自ら異るものなり故に日本監獄は日本人の行刑に適せるの監房工場衣類臥具を有せさる可からず又通氣採光保溫法も考へさる可からず作業動作も研究を要するものなり食物は又最も研究せさる可からず決して書籍が記載するのみにては衞生上の價値あるものにあらず本邦下流社會の食物は實に充分なる研究價値を有するものなり買賣上の價値小なるものは必す衞生上滋養の價値小なるものにあらず之れ監獄衞生に於て實に緊重なるの問題なる可し然らば監獄衞生の研究をなして之れが進歩を計るは誰か其任に當る可きか勿論司獄官之なり然り特に定員二百〇六名の監獄醫專ら之れが任に當らさる可からず此の監獄學の進歩を計らんとして非常に熱心なる司獄官諸實の設立せられたる監獄協會あり之れは大に其進歩を計るの所ならんとす先つ其會に依賴して其目的の補助協力を懇願するの所以なり

不肖京都監獄醫務所に生息するの實に可憐なる憫兒なり職を監獄醫に奉するも監獄衞生の何たるを知らず只に赤心以て監獄衞生を知らんとするの懇望あるのみ諸賢の御高敎御指導を仰き聊なりとも利益を監獄に致す事を得は幸甚なりとす他日更に現時執行の有樣を衞生學上より視察せる所を述へ諸彥の高敎を仰かんことを期す

○廣東より

其後偶病魔の襲ふ所となり加之一身の事故は只樣渡航を遷延せしめソレがためには不本意にも暫く御無音に打過き終生の恨事此事に候然るに無障其任務を果たし目下當方面視察中に御座候已に當地には本月一日巡撫張人駿五日には布政使胡湘林、按察使程儀洛の諸氏に會談、又本月早々には丁度總督廣西より歸城につき本月十四日清國人の所謂海外天子に會談致し申候何れも長時間に亘る意見の交換をいたし聊か以て多年の志に酬ひ近頃快心の至りに堪へす候

總督の日本に多大の同情を有する人なることはかねて承知いたし居候處其他の三大官とも申合せたるが如く日本の進歩に則らんこ

とをば切實に相語り居られ申候殊に布政使の如きは日本の工業及其教育制度につき熱心に小生に諮詢せられ其末サラバ視察員を派せん、工業教員を聘するには如何にすべきや等のことにつき相尋ねられ候につき小生は懇ろに說明いたし候處今次愈陳伯梁なる人本邦へ向け發程のことに相成申候先方の依頼も有之小生は喜んで之を稟申したる次第に御座候

別して監獄問題は小生の本務以外テーストを有する次第につき着後特に按察使と會談のとき、幷に其他の大官とも聊か語る所のもの有之又當府の監獄をば二度迄も參觀いたし候へ共監獄丈は全く內地の研究とは餘程の經庭あるを覺へたるは爲斯道いかにも遺憾千萬に堪へす候、三月五日按察使に會談の時の如き小生は官話の通譯を伴ひ御承知にも可有之支那の特色の大袈裟なる臬司衙門に特に我等のために開かるゝ第一、第二門をは順次轎のまゝ乘り越し第三門に入るや茲に胡氏は道臺、譯官の部下を伴ひ、親しく出迎はれ會談室にはかねてシャンペン其他の用意あり至て款待を辱ふいたし申候小生は即ち氏の本務たる司法問題より徐ろに獄事問題に移り申候長時間の談話にも拘らす要領を得しものは左の諸項に過きす候

一、廣東にて一年間嫌疑にて拘引せらるゝものは約六七千人

二、就中有罪となるもの三四千人

三、囚人は殆んと全部男囚、女囚は僅少

四、犯罪の種類は强盜最も多く、竊盜之に次ぐ

五、在監總員は不明

六、府縣にて判決有罪となるもの約二千人、按察使にて判決有罪となるもの約一千人

七、感化院的のものなし

問題は澤山持出し候へとも漸く筆に上さるへき答は右の如きものに御座候、隨分アッサリせるものに御座候然らは實際の監獄如何を見るに小生は三月一日及三月八日の兩回廣東語の通譯を伴ひ參觀せるに更に要領を得不申先づヤットのことにて在監人否寧ろ在宿人百四十人許なることを知ることを得申候、戒護者らしきものは更に無之監獄の主任たるものは役人と云ふよりもウオッケマンにて御座候夫れすら平素何れに居るや分り不申候監獄は一言せは獨身者の自炊せる長屋世帶に御座候但疊一枚に四五人の割と御承知相成度只一般の長屋住ひと異なるは兩足に各自鐵鎖の結はれたるあるのみ小生は齊爾として彼等の薪水を各自にとりつゝある其狀は遺憾にも之を描くへき日本の國語を見出し不申候扁額とも可申ものに「天を望み出づるを喜ぶ」なる意味の文字掲けられたるも最も千萬の次第彼等の心裡之れに出でさるへくと存候呵々

之を要するに改めて申迄もなく廣東の監獄は否恐らく支那全體の監獄に近代の意味に於ける監獄なる名稱は斷して付することは認容すへからす候小生は大清帝國の政治上、社會上、外交上より今更にもあらされと今日の監獄をば現狀に安んせしむへきものにあらざるを信すると共に他日機會を得て聊か微力を竭さんことを期待するを禁する能はす候以上要領を得ざる小生の廣東監獄記事は最も支那監獄の要領を得たる所と存候先は右まで

時恰かも雨期に入り霏々たる細雨連日歇まざるのとき、坐ろに清國の前途を案し無限の感慨に襲はれつゝ、

廣東に於て　桑田透一拜

小河樣侍史貴下



統計

○明治三十八年五月末日現在全國在監人員監獄別

監獄名	人員	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
小菅	一、〇四五	九	四四二	二	一	一、〇六一
東京市ヶ谷	一、一一九	六	一	一	一	一、一二七
巢鴨	一、一六八	一	一	一	一	一、一七一
濱松	一、一三三	一	一	一	一	一、一三六
和歌山	七七九	一八	三九	一	一	八三九
橋本	一、一三九	一	三三	一	一	一、一四四
前橋	八九五	一	七二	一	一	九〇〇
千葉	九二八	六	四七	九	一	九八六
水戸	一、一三〇	二	五三	二	一	一、一三八
宇都宮	七六〇	四	一二六	一	一	七七二
長野	一、一三六	三	一二	一	一	一、一五三
甲府	四三六	六	一三	一	一	四五六
安濃津	七九七	二	一四	一	一	八一三
名古屋	一、九九五	三六	八九	一	一	二、一二三
金澤	八八二	二	一九	一	一	九五六
福井	七四五	二	一八	一	一	七六〇
岐阜	三〇八	二	三三	一	一	三四三
静岡	四七九	三	一七	一	一	五〇二
富山	三〇二	四	三三	一	一	三五七
福島	九一九	八	四二	二	一	九七二
盛岡	九七八	九	四四二	二	一	一、〇四五
青森	三五七	二	一七	一	一	三六二
山形	四二一	九	七二	一	一	四三四
秋田	七一八	一	五五	七	一	八〇二
山口	五六三	二	二八	一	一	五九二
鳥取	二七一	一	一	一	一	二七四
江島	九五三	八	四〇	一	一	九六四
松江	七一〇	一	一	一	一	七一二
島根	七三九	一	一	一	一	七四二
松山	九四六	一	一	一	一	九五〇
高知	七六六	一	一	一	一	七七二
池田	一、四五〇	一	一	一	一	一、四五四
福岡	一、五〇七	一	一	一	一	一、五一〇
長崎	一、四七五	一	一	一	一	一、四七九
三池	六一〇	一	一	一	一	六一四
熊本	六五八	二	一	一	一	六六八
大分	七三〇	一	一	一	一	七三四
佐賀	六一〇	一	一	一	一	六一四
福岡	一、三〇七	一	一	一	一	一、三一一
宮崎	六八九	二	一	一	一	六九三
鹿兒島	二、六二一	九	二	一	一	二、六三四
神社	一、三〇五	九	二	一	一	一、三一八
宮城	一、一二〇	九	二	一	一	一、一三三
福島	三九九	一	一	一	一	四〇二
盛岡	四四九	一	一	一	一	四五二
青森	七八五	一	一	一	一	七八八
山形	六〇〇	一	一	一	一	六〇三
秋田	五七〇	一	一	一	一	五七三
山口	八〇九	一	一	一	一	八一二
鳥取	二九五	一	一	一	一	二九八
江島	九八六	一	一	一	一	九九〇
松江	七〇〇	一	一	一	一	七〇三
島根	七三五	一	一	一	一	七三八
松山	七〇〇	一	一	一	一	七〇三
高知	八六八	一	一	一	一	八七一
池田	九八七	一	一	一	一	九九〇
福岡	一、〇九〇	一	一	一	一	一、〇九三
三池	六〇九	一	一	一	一	六一二
熊本	七〇一	一	一	一	一	七〇四
大分	六〇九	一	一	一	一	六一二
佐賀	六〇九	一	一	一	一	六一二
福岡	一、三一一	一	一	一	一	一、三一四
長崎	六九七	一	一	一	一	七〇〇
三池	六一四	一	一	一	一	六一七
熊本	六六八	一	一	一	一	六七一
大分	七三四	一	一	一	一	七三七
佐賀	六一四	一	一	一	一	六一七
福岡	一、三一一	一	一	一	一	一、三一四
宮崎	六九三	一	一	一	一	六九六
鹿兒島	二、六三四	一	一	一	一	二、六三七
神社	一、三一八	一	一	一	一	一、三二一

○明治三十八年五月末日現在全國囚人刑名別表（△ハ減）

| 棒 | 九八七 | | |

| | | |

前年に比すれば實に二倍強なり。

(4)又其重輕罪犯別　に於ては重罪の刑が依然過半數（即ち總數の五割五分）を占む然れとも之を前年に比し二割七分を減せり。

(5)又其初犯累犯別　に於ては初犯者が依然過半數（即ち總數の七割四分）を占む然れとも是れ亦前年に比し二割四分を減せり。

(6)又其賞表の有無別　に於ては賞表を有する者が依然過半數（即ち總數の七割三分）を占む然れとも是れ亦前年に比し二割六分を減せり。

(7)又其懲罰の有無別　に於ては懲罰に處せられたることなき者が依然過半數（即ち總數の七割）を占む然れとも是れ亦前年に比し一割六分を減せり。

（說明）　以上(3)乃至(7)の五項を綜合的に說明すれは、從來は主として官私印及貨幣僞造等の信用を害する罪の中、重輕懲役等の長期囚たり且つ初犯、有賞、無罰の者に非されは容易に假出獄を許されさるの例なりしが、一朝其方針を改むるや賞罰の有無及ひ犯數等の關係は必すしも之を問はす、專ら其人殊に現在に於ける其人を主眼として勘查撰擇せる結果、刑期の如きも重輕禁錮の短期囚が殆んと半するに至りたるのみならす、罪質の點に於ては非常の變化を生じ、以前は僅に總數の二割を占むるに過きさりし强竊盜及ひ放火等の財產に對する罪が、一躍約五割即ち二倍以上に達し第一等の多數たるに至れるは、最も注意す可き現象と謂ふ可し。

（第二）　假出獄者監獄別人員

次に余は讀者諸君が比較の便を思ひ、監獄別假出獄人員を其最も多數なる監獄より次第せん

▲八十人以上の監獄……六

三池	一六五	京都	一三〇
網走	一三七	大阪	九三
		廣島	八四

▲五十人以上の監獄……一〇

管	六六	福島	五九
岐阜	六四	千勝	五七
巢鴨	六二	山口	五五
宮城	五九	前橋	五三

▲三十人以上の監獄……一八

浦和	四九	札幌	四八
神戶	四九	靜岡	四七
		和歌山	四五
		長崎	四五

理由ありと雖も、此に一の注意を要する點ありと云ふは他なし、所謂集治監は姑く之を措き等しく地方監の間に在りても、土地の狀況に由り拘禁囚人の罪質に於て彼此一樣ならさるの常なれは、隨て其刑名刑期犯數乃ヤ犯人の性狀等に於ても自ら一なる能はさるのみならす、更に一步を進めて言へは假出獄の恩典に浴するを得可き囚人は、今日と雖も尙ほ其罪質及ひ刑期等に於て多少の制限を認めつゝあるの實況なるが故に、只單に在監人員との割合に依り比較するは其價値極めて低廉と謂はさる可からす、而して又罪質犯數等の關係に於て比較するは頗る多くの手數を要し、余は今到底之を能くするの暇を有せさるものなるが故に、遺憾なから今は唯此點に就て讀者諸君の注意を請ふに止め、更に趣味多き別個の觀察に移らんとす。

（第三）　假出獄者增加の割合

別個の觀察とは何、曰く前三ケ年の平均に比し增加の割合如何と云ふこと即ち是れなり、請ふ讀者諸君刮目して次の一表を見よ、但し全國平均の割合は實に六割六分なり

（機關）　（假出獄人員）　（假出獄人員）

濱	四〇	長野	三三	神	三三	繩	三三
水戶	三四	松山	三三	松江	三二		
秋田	三四	市谷	三二	高知	三〇		
仙戶	三四	宇都宮	三二	熊本	三〇		

▲三十人未滿の監獄……二二

新潟	二九	佐賀	二九	擲	二五	川	一五
鹿兒島	二九	金澤	二二	德島	一五		
山形	二七	甲府	一九	鳥取	一四		
勝所	二四	千葉	一八	大分	一四		
盛岡	二三	安濃津	一八	東京	一二		
奈良	二三	富山	一七	福井	七		
青森	二三	宮崎	一六				
高松	二三	鷄館	一六	（總計）	二、三七二		

（備考）　宮城監獄ニハ仙臺監獄歷獄迄ノ事實十一人ヲ包含ス　以下同斷

是に由りて讀者諸君は實數上何れの監獄が最も多數の假出獄者を出したるか、又何れの監獄が其最も少數なりしかを知るを得ん、然れとも監獄の大小に由りて假出獄者の數も亦多少あるは蓋し當然の勢なるが故に、更に之を囚人の總數若しくは平均人員等に連結し其割合上觀察するに非されは、未た以て何れの監獄が實際幾千の假出獄者を出したるかを比較すること固より困難なりとす、乃ち讀者諸君が此際在監人員との割合者を要求す可き

▲平均以上の監獄……二八

十勝	一〇・〇	青森	一〇・〇	都山	一〇・〇	松山	八三・〇
網走	一〇・〇	由口	一〇・〇	和歌山	七五・〇	沖縄	八〇・〇
名古屋	一〇・七	岐阜	一〇・七	三池	七五・〇		
岡山	一〇・三	松江	一〇・三	長崎	七〇・〇		
巢鴨	九・八	和歌山	九・八	金澤	七〇・〇		
靜岡	九・七	鹿兒島	九・七	福井	七〇・〇		
神戶	九・五	甲府	九・五	秋田	六八・八		
小菅	八・五	富山	八・五	前橋	六六・六		
東京	八・四	福島	八・四				

▲平均以下の監獄……二八

新潟	一三・一	熊本	三・八	宮城	四・八	高知	三・八
堺	一九・一	横濱	四〇・〇	岡崎	四九・三		
大分	二〇・〇	宮崎	四〇・〇	高松	五〇・五		
千葉	二六・七	長野	四一・二	佐賀	五〇・五		
福岡	三三・三	神戶	四五・五	奈良	五〇・五		
鳥取	三一・五	山形	四五・五	大阪	五〇・八		
水戶	三一・八	安濃津	四五・五	廣島	六〇・〇		
盛岡	三一・八	市谷	四六・六	札幌	六〇・〇		
德島	三一・八	宇都宮	四六・六				

（備考）東京、市谷、巢鴨、大阪、堺川、神戶、網走、十勝、函館及札幌ノ十監獄ニ限リ前年トノ比較ニ於ケル增加ナリ

平均以上と以下とが相半せるも亦奇ならすや、今最多十勝の五十七倍を以て平均の六倍六分に比すれは實に約九倍の多數に達せり、思ふに從前の集治監に在りては其が拘禁囚人の罪質上殆と假出獄の恩典に浴するもの皆無の姿なりしが、恰も昨春偶然の機會に依りて福音の普及する處となるや、殆と決河の勢を以て一時に異數の假出獄者を出したる次第なれは、比較上之を除外するを以て穩當とするか如し、然らは則ち從來同一狀態に在る地方監獄間の比較如何と見るに、第三位名古屋の十四倍五分を以て最多とし、岡山の十二倍五分、巢鴨の十二倍二分、靜岡の十一倍八分等之に次きて優等なるを示し、新潟の一倍三分を以て最少とす、即ち最少新潟が僅に平均の五分の一に過きさるも、最多名古屋は同二倍强に當り、最多最少が恰も一と十一の比例なり、其差も亦豈に甚しからすや。

蓋し監獄に由りて其成績即ち行刑の目的に於ける功果が必すしも同等なるを期すること困難なるのみならす、前にも謂へるが如く、等しく地方監の間に在りても各現多少の事情を異にするものあるが故に、單り假出獄の事實のみが各監同等なる能はさるは勿論なりと雖も、然れとも今此に表示せる增加の割合は前三ヶ年に對するものなるが故に、同種同等の監獄ならんには該割合に限り略ほ相近遲せるものなる可き筈なるに、事實は之に反し總ての狀態が同一事情の下に在りと推定し得らるゝ監獄間に於てすら、尙且つ著しき不權衡のもの當に二三にして止まらさるが如し、此觀察は或は過れるやも知れす、然り眞に過れりとせは則ち斯道の幸慶之に過くるものなしと雖も、若しも不幸にして實際に適中するあらんか、之を在監人より見る不公平も亦甚しと謂ふ可く、更に之を監督上より言へは本省の旨趣貫徹上太た遺憾なき能はさるなり、讀者諸君是れ大に諸君の注目に値する要點ならすや。

（第四）假出獄者罪質別百分比例

是れより漸く本題に入り、先つ其罪質別より之を觀ん。

	三十七年 人	三十六年 前年ニ比シ增△減 人
財產ニ對スル罪	四一・七	一九・七　二二・〇
身體ニ對スル罪	二六・七	二八・四　△一・七
信用ヲ害スル罪	二六・三	二九・七　△三・四
官ニ在職ノ罪	三・六	九・〇　△五・四
以上列記外ノ罪	一・七	三・二　△一・五
總計	一〇〇・〇	一〇〇・〇　—

▲更ニ之ヲ重ナル罪名別ニ區分スレハ左ノ如シ

强盜	三四・二	私印	二・四	官吏財產	八・六
官印	二九・六	謀殺	一八・六	猥褻	三・六
放火	二七・七	故殺	一三・九	酒法	一・一
竊盜	二六・二	貸僧	一〇・二	其他	五四・四
毆打	二六・二	詐欺	九・九	總計	二・三七・二

（備考）「官印」ハ官印官文書ヲ僞造ス「毆打」ハ毆打創傷「私印」ハ私印私書ヲ僞造ス「貸僧」ハ貸僧ヲ僞造ス「詐欺」ハ詐欺取財及受寄財物ニ關ス「官吏財產」ハ官吏財產ニ對ス「猥褻」ハ猥褻姦淫重婚「酒法」ハ酒法有罪被產ノ罪ヲ謂フ以下同斷

「其他」ニハ皇室ニ對スル罪一、官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス七、囚徒逃走及隱匿三、往來通信ヲ妨害ス九、僞證二、阿片煙ニ關スル二、自殺ニ關スル三、墮胎三、妨害及ヒ老疾者ヲ遺棄スル三、誹毀二、賭博ニ關スル、家屋物品毀棄三、陸海軍刑法二、森林法二、爆發物取締罰則一、通貨證ヲ模造取締法二、戶籍法一ヲ包含ス

前年ニ比シ增加セルコト千九百七十一人

前年總數ノ百一人內ノ一印ハ九五　放火及毆打ハ各四七、私印ハ三九、ヲ殺ハ三七、官吏財產ハ三六、竊盜及僞幣ハ各二五、故殺ハ二〇、賭法ハ八、猥褻ハ七、詐欺四四、竊盜ハ三二シテ其他ハ八ナリ

▲尙其重ナル罪ニ就キ最モ多數ナル監獄各第三位迄ヲ擧クレハ左ノ如シ

強盜 官印 放火
三池 廣島 三池
網走 福島 網走
小菅 岡山 宮城
竊盜 私印 毀打
京都 大阪 福岡
市谷 京都 沖繩
岐阜 名古屋 大阪
詐欺 貨幣 官吏財產
網走 三池 福島
三池 秋田 札幌
十勝 宮城 秋田
放殺 詐欺
網走 廣島
十勝 京都、大阪、名古屋、岐阜
三池

（第六）假出犯者初犯累犯別百分比例
三十七年 三十六年 前年ニ比シ增△減

初犯者 累犯者 總計
三十七年 七三・九 二六・一 一〇〇・〇
三十六年 九六・〇 四・〇 一〇〇・〇
△ 二三・一 二三・一 —

▲更ニ之ヲ犯數別ニ區分スレハ左ノ如シ

初犯 九犯 四
再犯 五犯 五
三犯 十犯 九
四犯 十一犯 六
十二犯 三

（第九）停止者罪名別人員及百分比例

停止者 假出獄者 百中
故殺 二 一・四
謀殺 二 一・一
私印 二 〇・九
官印 二 〇・七
總計 一・二 〇・七

（備考）前年ハ二人トモ竊盜ニシテ同人員百中八人總數百中〇人五分ニ當レリ

（第一〇）停止者犯數別人員及百分比例

停止者 假出獄者 百中
累犯者 四三 六・九
總計 六五 二・七

（備考）前年ハ二人トモ初犯者ニシテ同人員百中〇人五分ニ當レリ

（第一一）停止者期間別人員及百分比例

停止者 總數百中
二百日未滿 一〇 一五 三八・五
三百日未滿 六 一五・四
四百日未滿 六 一六・九
總計 六五 一〇〇・〇

十三犯 二 二・十四犯 一 總計 一四三

（備考）前年ハ初犯三八五、再犯一六、三犯以上ナシ

（第七）假出獄者賞表ノ有無別百分比例
三十七年 三十六年 前年ニ比シ增△減

賞表ヲ有スル者 七三・二 九九・五 △ 二六・三
賞表ノナキ者 二六・八 〇・六 二六・三
總計 一〇〇・〇 一〇〇・〇 —

▲更ニ之ヲ賞表ノ個數別ニ區分スレハ左ノ如シ

賞表一個 七九・二 同三個 三六・三 無賞表者 六三・五
同二個 五八・二 計 一四三 總計 二四三・七

（備考）前年ハ賞表一個六一、同二個一二一、三個二一七、計三九九ニシテ無賞表者ハ唯二人アルノミ

（第八）假出犯者懲罰ノ有無別百分比例
三十七年 三十六年 前年ニ比シ增△減

懲罰ニ處セラレタルコトナキ者 九九・五 八三・〇 △ 一三・五
懲罰ニ處セラレタル者 〇・五 一七・〇 一三・五
總計 一〇〇・〇 一〇〇・〇 —

▲更ニ之ヲ懲罰ノ度數別ニ區分スレハ左ノ如シ

無罰者 七 一四
一度 八 十四 十五 十三
二度 九 十六 十七 十五
三度 十一 十七 十九 十六
四度 十二 二十 二十一 十八
五度 十三 二十一 二十四 二十
六度 十四 二十一 二十三 二十一

二十四度 一 二十九度 一 四十二度 一
二十五度 二 三十一度 一 以上小計 七二三
二十六度 一 三十九度 一 總計 二、三七二

（備考）前年ハ無罰者三三二、一度四五、二度一六、三度三、四度三、五度一ニシテ懲罰者ハ合計六十八人ナリ

（第一二）停止人員監獄別百分比例

京都 二・八 網走 五・二 岡山 二・〇
奈良 八・六 金澤 四・八 前橋 一・九
岐阜 七・八 廣島 四・六 福岡 一・九
和歌山 六・七 長崎 四・四 鹿島 一・
德島 六・七 浦和 四・二 巢鴨 一・六
市谷 六・三 由口 三・六 小菅 一・五
宇都宮 六・三 橫濱 二・五 名古屋 一・二
國館 六・三 靜岡 二・二 大阪 一・二
樺戶 五・九 宮城 二・二 以上二十二監獄 二・七
（全國平均）

（備考）本表ノ期間ハ假出獄ノ日ヨリ停止當日迄ノ日數ニ依リ調査シタルモノナリ

（備考）本表ハ其監獄ニ於ケル假出獄ヲ百中ノ割合ナリ

以上第四乃至第八の五表は今此に說明の煩を避け一に數字自らの精妙なる說明に任す可しと雖も、第九以下の數表に就ては特に當局者の注意を希望せさる可からさるものあり、蓋し該停止人員は假出獄認可の年より、三十八年四月末日迄の事實にして、三十七年の假出獄者二千三百七十二人中既に停止の不幸に陷りたるもの六十五人、即ち假出獄者總數百中二人七分を占め、之を前年の同〇人五分に比すれば實に二人二分を增せり（尤も此割合は同期間の調査に非さるを以て直ちに比較する

こと困難なりと雖も、三十七年の假出獄者にして今後尚多少の停止者なき能はさる可きが故に、右の差增は更に幾分の增加を見るに至らん）而して停止者六十五人の內第一の多數たり又實に過半數たるものは果然竊盜の占むる處となり、三十三人即ち百中十二人六分（二十人に付約三人）と云ふが如き實に非常なる高度の割合を示し、之に次くの多數は强盜の十七人即ち百中五人とす、飜て其犯數を見るに初犯者は二十二人即ち百中一人三分に過ぎさるが、累犯者に至りては實に四十三人即ち總數の約三分の二に當り百中六人九分の割合に達せり、乃ち讀者諸君は如上の觀察に由りて、果して如何なる結論に到達するやを知らさるも、余一個としては姑く冒頭に於て揭げたる如く斷定するを以て相當の理由ありと信す

○假出獄者及停止人員表

假出獄者						假出獄停止者			
明治廿七年	同三十六年	同三十五年	同三十四年	前三ケ年ノ平均ニ比シ增減		明治三十七年ノ假出獄者中	同三十六年ノ假出獄者中	同三十五年ノ假出獄者中	三十四年ノ假出獄者中
六六	一二	一三	六〇	一二	一二	一			
三四	一八	一三	一〇	五	四				
四〇	一四	一四	七	三	四				
一〇	七	八	五	一	一				
三	一	七	二	一	一				
一〇	四	五	一	一	一				
一	一	一

總計	札幌	函館	十勝	網走	釧路	樺戸	沖縄	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	長崎	三池	高松	松山	島根
二、三七二	四八	一	五七	一三	三四	三	三二	二九	一六	三〇	一	一四	五三	四九	一六五	三〇	三三	一二
四〇一	八	三	大	一	大	三	二	五	六	八	六	大	一七	三	一〇	二	五	七
三四五	九			一四		七		五	三	一一	四	一五	一五	八	二六	三	二	二
三二一			一四			三		五	三	六	一	二	一五	六	一一	一九	二	三
二、〇一六	四〇		一三	一三	一五	一二	二八	二六	二二	一八	七	三七	三九	三九	一四三	二二	一八	二
六五		一		七		二							一	二				
二																		
五																		
二																		

（備考）　仙臺監獄ノ明治三十七年六月廢監迄ノ事實ナリ
本表假出獄者百中ノ停止者ノ左ノ如シ但停止者ノ假出獄認可ノ年ヨリ明治三十八年四月迄ノ事實ナリ
明治三十七年　二八七分　同三十六年　〇人五分　同三十五年　一人四分　同三十四年　〇人六分

○出征會員の消息　出征鴨綠江軍兵站電信隊附中村信氏（松山看守長）が五月六日附を以て在京一會員の許に送越したる書信の一節左の如し

（前略）偖て御書面は二月十八日拜讀仕り直ちに御返事可差上筈の處時恰も出戰の命を受け同日午前十一時出發戰線に就き其夜よりは一日の休もなく戰闘にのみ從事仕り爲めに存外御無沙汰仕候次第平に御海容被下度候　中略）二月十八日の夜より三月十六日迄小戰大戰共に十六回參加仕候へ共幸に今日までは無事に御座候其内最も激戰なりしは地塔の戰に有之此地は露助に於ては最も要害の地にして此地陷落せば奉天は自然に陷落すると云ふ處にして露助は必死となり防守したるも我の遂に之を擊退し奉天陷落を容易ならしめ候此際小生も防寒外套の上より小銃彈五發撃かれ候へ共勢力なきものなりしか微傷だも受けざりし（中略）此戰闘に要したる日數は十日間にて其餘は毎日四五里も追擊又追擊致候には閉口仕候漸く三月十七日鐵嶺の右方なる太甸子に着仕候へ共該地は滿洲軍の區域と相成り生等は又々其右方に出づることなり一應城廢迄歸り目下待命中に御座候（後略）

○小河監獄事務官の出發

匈牙利國ブタペスト府に於て開催の第七回萬國監獄會議へ本邦委員として出席被仰付たる小河監獄事務官は本月七日午後三時三十分新橋發の汽車にて橫濱に赴かれ西村旅店に於て同地迄見送りの諸氏と晩餐を共にし同夜八時三十分獨國汽船ザクセン號に乘込み八日未明多大の名譽を帶ひて橫濱港を解纜せられたり當日見送りの重なる諸氏は波多野司法大臣清浦農商務大臣獨國公使墺國公使石渡司法次官橫田檢事長河村民刑局長久保田監獄局長山極醫科大學教授水野神社局長窪田衞生局長山ノ內鐵道局長小松通信局長松井警視栢原司法大臣秘書官神山農商務大臣秘書官松浦文部大臣秘書官宇都宮主計中監其他司法省警視廳高等官府下幷近縣の各典獄新聞記者實業家等數十名なりし

○白耳義の監獄制度（承前）

耕道生

炊事場及厨具

炊事場は可成之を廣くし蒸氣又は惡臭を遂斥し他の監房へ侵入せしめざるよう廣大なる烟突又は空氣拔を設くるを要す

銅製の釜は食物を甘味にするも之を使用するときは健康に害あるを以て多くは之を廢止し現今は鑄鐵製の釜を用ゆ之に沸藥を施すときは一層適當なるべしまた銅製の釜と雖も其内容に錫を鍍するときは其毒を止むることを得べし

鍍金を要する釜の上塗は往々毀損を生するがゆへに之が塗替を爲さゞるべからず最も好むべき錫の上塗を爲したる釜は如何なる場合に於ても間斷なく之が使用に妨げなきよう一時他の釜と取換へ得べき代用釜を鑄造し平日は之を倉庫に保管して準備し置くを要す

亞鉛製又は亞鉛塗の厨具は固形體若くは流動體の食物を調理し又は貯へ置くに適せず亞鉛は甚だ酸化し易きがゆへに之に鹽肉を盛るときは其肉層より生ずる多少の成分と酸化したる金屬との化合に因て融解又は變質するものとす

火爐は焚灰を直ちに地下に墮す爲めに敷石並に其爐口を開き燃料の消費額は四人六百人に對し一日に九十キロを超へしむべからず

料水は之を使用するに足るべき水量を有すると同時に其水質の清潔にして無害なることに注意せざるべからず

要之實際に於て食物の單傳に適當なる直接の設備を爲すは必須缺くべからざるものなり

麵麭製造器械

乾燥室と揑粉器械（レー、プール、ハンエロテルム　レー、ペトリシヤ、メカニック）の設備は精良の麵麭を製造するに必要なるものにして大に手間賃と燃料を省減すべしローランの燒竈は左の如き利益あり

燃料の久しきに耐へ、火熱力の消費を節減し、使用後竈の掃除を要せず、備短なる火極を以て其燃料を出入することを得、燒方の規則的且普斷的にして反側し易く、燒上げたるパン面に燒痕又は炭灰の汚染なく扁平にして澤色あり、滅火したる餘燒に依て揑粉を爲すに必要なる水溫の適度を有し、均一の溫度に因て乾き過き若くは焦げ付かざるがゆへに製出額を增加し手間賃を節減することを得、竈の燃料は石炭を用ひ其消費高は平均パンの百キロに付十三キロを要し、其燒方を晝夜引續くるときは其消費高は六乃至七キロに減じ得べし、揑粉を固むるには溫水又は流水よりも雨水を擇ぶを以て好恰なりとす

從來麵麭用の麥粉は商人より買入れ來りしが其慣例を廢し監獄に於て直接に粉を挽くことゝなり漸次其製法に熟練したるより大にパンの製出額を增し品質を高むるに至れり

製粉者及轉賣者を謝絕し精粉を得る爲めに買付若くは特許の仲買人に代ふるに一人の落籤者を以てし競賣契約により購入することゝなれり

食品

麵麭

裸麥の麵麭品質堅固にして消化し難し老年の婦人の如きは之を食するときは特に胃を害するものとす

このパンは千八百七十八年頃までは未だ國內に普ねく用ひられず地方の大半に至りては其製法さへ知らず言はゞまだ之を食用に供することを知らざりしなりこのパンが品質不良なりとして退けられたりしは其適當なる製法を知らざりしに因るなり

混和製のパンは香味ありて消化し易く其食用に佳なるは疑ひを容れず但だ之を用ゆるときは燒上げの時より配餐の時まで十二時間以內より二十四時間以外を超へざるを要す故に製出のパン毎に其燒上げの日を附記し右の時限を超へたる後之を用ひざることに注意せざるべからず

裸麥製のパンは混和製のパンに變改せられたるがゆへに從前存在せし實況を再論するに及ばずと雖もオランレイ政府の下に於て其變改せられたるは如何なる理由に基くやを知る能はず十八世紀の初に於てウィルウォールド監獄の四人は他の供養の外小麥半分と裸麥半分との混和パン七百二グラムを供與し其パン粉は麩粉即ち無篩の一種を用ひたりしがこの麩粉は無篩とは云へ不良なりと云ふべからず何となれば麥糠が眞粉の內に混淆せらるゝも微塵子の燐化鹽酸が骨格の養分に必要缺ぐべからざる効力を有すればなり

牛肉

牝牛の肉は一頭に付屠殺後少なくも二百キロの斤目を有するを以て健牛たることを證するに足れり健牛は必らずこの斤目を下らざるものとす斤目の劣りたる牛は其肉較々不良にして肉の割合に骨の多量を保つものとす良肉を撰むには可成肥滿したる健牛ならざるべからず羸瘦したる畜牛の肉は味甚だ惡し

獸肉の含有する種々の分子は同一の分子を有する

ものにあらず酸素及炭素の割合は著しく彼此の間に差等あるものとす

亞米利加の冷肉の輸入によりて著しく費用を節し得たるを以て大に囚人の口分を增加し何れの監獄に於ても現に供與せらるゝ所の口分は十分の食量を有することを認むるに足れり肉の分量を增加するに隨ひて食物に必需なる鐵分と石灰分とを供給するを要す

馬鈴薯（ポンム、ド、デール）

馬鈴薯は供養として過度に之を用ゆるときは貧血症を惹起すの虞あり若し獸肉を多量にし食物中に混和して之を用ゆるときは良好の食物なり今ま化學上より之を分析すれは左の如き結果を生ず

種目	百分に對する分量
水	七五、二
蛋白質	一、四
澱粉質	一五、五
脂肪質	〇、二
細胞膜質	三、六
纖維分	三、六

種々の刺戟物一　〇、九

酸素及脂肪分の多量なる食料は性質上最少數の分子を含むものとす馬鈴薯は收獲時より發芽期に至るまで何時たりとも同量の滋養分を含有するものにあらず移種期に近づきたる時は新芽に伸ひる所の苗芒に因て幾分か澱粉質を脫却するがゆへに食用に適せざるものにして苗芒の後之を食するときは往々眞の禁錮の性質を有する囚徒の腸を混亂し危害を及ほすことあり貯藏坑に設備すべき方法は其坑內を暗黑にし西東北の一端に通風口を穿ちて空氣拔とし快晴の時には其風口を開きて諸方の風を流入し空氣の爲めに濕氣を生する虞あるときは豫め之に備へたる藁束を以て其口を塞ぎ空氣を停むるときは其發芽を防止することを得べし馬鈴薯は其消化の困難なるが爲め胃を疲らし失ひたる活氣によりて胃液を吸盡し人をして勞働的無能とならしめ猶ほ人體各種の勢力を萎靡し體質を羸弱ならしむるに至るべし

馬鈴薯の事歷に就てはウァニュルテンが擧示したる如く千七百十三年ルイ十四世に對して作りたる同盟軍の戰爭中イルランレイの軍隊には多く馬鈴薯を糧食に用ひ頗る利便を得たりき於是白國に於ても大に其移植を始め爲めに他の耕作を怠るが如き有樣を呈するに至れり

馬鈴薯を食物混和するには其割合に付き萬事の注意を以て獻立を爲さゞるべからず馬鈴薯は一週間に二三日之を用ゆるときは有益なる食物なれども其後には菜豆又は精米を以て固體に調理したる食物と取換ゆべしこの供給方は千八百六十年に於てルーベン監獄の現行獻立法を採用するに當り建言せし所の考案なり

乾物（ルグリュミヌー、ロルジュ）

米、大豆粉、圓豆（アリコー）は食用に適する性分を有し養へ易きものなり米、大豆粉、菜豆は之を養るも乳糜に變せず反つて大豆粉は凝固し圓豆は篩にて濾過するを要す

豚脂（ル、ポール）肉

豚の脂肉は血液を殖やすに最も著しき効能ありルーベン監獄の獻立法には一週間に一度脂肉を配合したる汁糜を含み脂肉の口分は八十グラムと定めたり

豚溶脂（サン、ロジ）

良質を有する亞米利加製の豚の溶脂は料理用として最も優品なり

經驗によれば衞生に適するのみならず費用上に於ても之を半額に減することを得べし千八百七十二年に於て改正を建言したるが如く亞米利加製の溶脂は從來使用せし各種の脂油よりも無雜にして且良品なりとす

十一　囚徒衞生

囚人の使役及就業は特に冬期を除くの外左の方法に依て定めらるゝものとす

時限	動作
休憩、就眠	八時間
洗濯、縫針	四十分間
喫食、書信、休憩	二時間
運動	午前一時間
教授	午後一時間
就業	十一時二十分間
總計	二十四時間

ルーベン監獄より他の分房監獄に普及したるこの時間は非難すべき點なく之を實際に適用するに何等の不都合なる事實を認めざりし然れども猶ほ左の三個の要點につき一言を試むべし

四人に二度の出監を與へたるときに甲は午前に出監を命し乙は午後に出監を命ずるの方法に適合せしむるを必要なりとす三食の時間は可成其中間を長くし晝は疲勞し夜は寢に就くと同時に熟睡せしむるが爲め晝間の休憩時間を短くせざるべからず分房内に執らしむる役業は健康を害すべき種々の原因となるの實例尠からざるゆへに能く其種類を撰擇し時には紙屑撰出し其他羽虫、汚液、塵埃等を飛散するが如き業務を取除くへし染工が彩色業に於て糸を染むる爲めに使用し又は蒸氣に因て酸素を發出し多少臭氣を含む所の原料品の如きは之に相當の割合を以て石灰格魯兒酸を投入し其害毒を防止せざるべからず

四人の心情は漸次に鎭靜に趨き其下獄前の身分を失ふに隨ひて將來に對し稍々憂愁の念を薄らぐに至るべし其就役の作業は出獄の後其活路を得るに適當なる重要の業務にして之と同しく其作業に因て益々其身體を强壯ならしむるの効あり房内就役の如き極めて獨居的の作業は筋力を勞すること少なくして健康を保つに利あり故に幼年囚及癲癇症の感染を豫防する者は監獄の大作業に托したる職業的修業年限の必要に關係するを以て特に其身體に適應すへき作業を撰定せざるべからず

運動場に於ての散歩時間は朝の時間を以て最も適當なりとす午前六時に三十分間とし同十一時に三十分間とす時々出監命令を繼更し常に同時に其運動を爲さしむるを避けざるべからず是れ最も必要のことにして今まルーベン監獄に於て實行しつゝある其運動の法を示さんに奇數の月は下層分房を先にし偶數の月は高層分房を始めとし互に出監を命ずるものとす冬期は就中房塞の時に限り格別の効驗なきを以て運動時間を減縮し進退の運動は可及的長距離を有する場處に於て互に競走を爲さしめ恰も學生の體操的練習を爲すに異ならず

運動場は芝生、灌水、花卉を以て圍み花卉又は攀登すべき菓木には鐵柵を繞らし路次には火爐より生したる爐炭又は石炭の燃屑を散布して適當なる勾配を保たしめ逆回せんとする漾水を豫防するものとす各運動場毎に大約二メートル平方の空氣を存し毎日囚人をして之を鎭起し又は鎭回し其演習により身體を强壯にしまた同一の目的を以て各監に備へたるイエー（兩杷杆槓）レモアゼール（棍棒）と名けたる體操機を以て土壤を擊ち筋力を鍛錬し血液の巡環を活潑ならしめ猶ほ各運動場毎に囚人は主務看守の命令に因て少なくとも二度體操的步調を以て二三分間競走の練習に從はしむ總て是等の設備は獨居的生活の不幸なる影響を豫防する爲めに必要なるものなり

三箇月に一度囚人は其臥具を運動場に持出し塵を拂ひ日に曝らさしむるものとす

毎朝囚人は顏面手足其他身體を洗ひ分房に備へたる大盥を以て其用を充し健康を保つに非常の効力ある冷水の水浴を爲すものとす囚人には石鹼の必要なる分量を交附し其消費日數を定むへし頭髮は短く刈り頰及鼻下の鬚髯は之を剃去り剃刀の使用は一週間に二回とし入浴は一箇月に一回とす

敎誨の監督者は右等の實行に因て囚人の善良なる意思を有するや否やを徵することを得べし何となれば其者の放逸又は蔑視すべき狀貌を視て如何なる場合に於ても規則の執行を免るゝ能はざる秘音を證することを得ればなり

浴場は身體を清潔ならしむるのみならず清凉又は强壯にし眞箇の鎭靜劑たる効驗を有す熱湯よりも溫湯を可とし其溫度は二十五度を超へしむべからず

各浴場の傍には爪を切る爲めに一對の鋏を備へ置くを要す是等の微細なる規定は監獄の實際に通せざる論者に在りては囚人を滿足せしむべき一の贅物視するものなきにあらずと雖も是れ無理ならぬことなり万般の實況の上に多數の囚人の爲めに設けたる最大の秩序と清潔を注意するの義務は固より必要のことにして論者の說の如きは惟だ其杞憂に過ぎざるのみ

健康、疾患、體量等の現況は各監獄に備へたる手簿に依て之を證すべきものとす其式は未だ公然一定せざるも體量の輕重を定むる重大なる價値を有

するかゆへに之を一定せざるべからず其量定の方法は其收監許可の翌日起褥後即時に之を量り又は其移監若くは釋放の日と同時に於てすべし

肌衣は一週間毎に胴着及袴下は十五日毎に臥褥用羅紗は一月毎に夜具及枕布は三月毎に上敷布は一年毎に洗濯又は取換を爲し放免の時には能く日光に晒し返納の時には補修を加へて保存するものとす洗濯すべき肌衣の量は一箇年に大約百六十キログラム曹達散一キロを超ゆべからず曹達の五百グラムは石鹸の千グラムと同一にして猶ほ石鹸の固有せざる効能を有し囚人の衣服に宿りたる寄生虫の如きは全く死滅せしむるものとす

新鮮なる空氣を引入るべき風筒口は常に之を開放し外部に於ける温度の高低劇しからざるときは窓口も亦同し分房及諸物品は常に之を清潔にすることに注意すべし

女囚の頭髪は病氣等の場合にして醫師の意見に由るにあらざれば之を鍾髪することを許さず其他の場合に鍾髪するときは不具者と同一の異形に變せしむればなり水浴、入浴、肌衣取捨等のときも特に之に注意せざるべからず

（未完）

監獄協會記事

●茶　會　話

客月第三日曜日午後一時より本會に於て茶話會を開けり參會者石澤小河の諸氏を始め府下近縣各監獄典獄幷に署員百十數名印南氏の米國視察談あり了て更に印南氏の歸朝歡迎會小河氏の渡歐送別會を開き石澤氏の挨拶小河印南兩氏の謝辭あり主客共に十二分の歡を盡くし和氣藹々の內に散會したるは午後八時三十分なりし



●會員諸君に告く（監獄協會編輯係）

本誌に登載すべき事項は部門を分ち趣味あるものを撰擇致度存候得共何分多數會員諸君の希望に投ずること極めて困難にして中には刑法刑事訴訟法監獄學其他關係法規の講義を連月揭載することを要望せらるるものあり或は地方の監獄に於ける施設事項若くは出來事の顚末等を比較的多く報道せんことを求めらるるものあり或は戰時に於ては奮闘談又は敵國の國勢若くは敵國に俘虜となれる者の狀況をも挿入せんことを勸めらるゝもありて一樣ならざるのみならず監獄事業と關係なきものもありて要求に應じ難きものも少なからず殊に限りある紙數を以て限りなき要求を充たすこと能はざるは頗る遺憾とする所に候乍併質疑解答欄の設置又は新判決例揭載の御希望も有之候に付時々御望に副はんことに務むべく候何卒會員諸君に於ても奮て御寄稿の程希上候御投稿に就ては概ね左の事項御諒知置被下度候

一　投稿は氏名を明かにし止むを得ず匿名を以てするときと雖ども封筒又は匿名の側に氏名を記載すること

一　字體を鮮明にし論說は一行三十六字又は十八字詰一頁十七行、其他は一行二十二字詰一頁二十行とすること

但し論說と雖も紙面の都合により寄書又は雜錄欄に、寄書又は其他の報道に係るものと雖も論說欄に挿入することあるべし

一　原稿は每月十日締切に付其月五日までに到着の豫定に發送せらるゝこと其以後着の分は翌月分とす

一　監獄に於ける施設又は時々の出來事は可成速に報道せらるゝこと

明治三十八年七月二十日　發行人兼編輯人　磯村政富　印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　監獄協會
印刷所　東京市京橋區本湊町十三番地　三原松印刷所

會費送付方	
肩書 番地	東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地
宛名	監獄協會委員　藤澤正啓
振込 局名	神田一ッ橋通郵便局